

佐賀県立九州陶磁文化館

研 究 紀 要

第 2 号

1990

佐賀県立九州陶磁文化館

はじめに

このたび佐賀県立九州陶磁文化館は研究紀要第二号を刊行いたしました。

当館は、昭和五十五年、九州陶磁に関し、その文化遺産の保存と発展に寄与する目的で設立され、以来、特別企画展をはじめ、多面的な活動を行ってきました。また、肥前古窯跡調査など調査・研究活動にも力を尽してまいりました。そして昭和六十一年に、念願の研究紀要第一号を刊行し、調査研究の成果を公にすることができました。

本紀要では二編の論考を掲載いたします。他に数編を予定しておりますが、今回は掲載には至りませんでした。

今後一層充実した紀要にいたしたいと存じますので、皆様方の御叱正、御指導をお願い申し上げます。

平成二年三月

佐賀県立九州陶磁文化館

館長 牟田口 尚

目次

はじめに

伊万里陶商の基礎的研究 (二)

―武富家文書・記録 (二)―……………前山 博……………一頁

伊万里陶商の基礎的研究 (二)

―武富家文書・記録 (二)―……………前山 博……………四七頁

伊万里陶商の基礎的研究 (二)

— 武富家文書・記録(二) —

前 山 博

伊万里陶器商人研究の基礎的作業として、前号と同じ武富家の書

状等史料の前回遺漏分を取り上げる。

史料の区分を次のごとくする。

- (一) 諸国商人、いわゆる旅商関係分
- (二) 有田皿山関係分
- (三) 私領(弓野山等)関係分
- (四) 伊万里商人関係分

諸国商人(旅商)の書状等(史料番号は本研究(一)より通し番号)

これは本紀要第一号の史料No.9を補充するものであり、叶屋嘉吉と加納屋和七は同一人と見られる。叶屋は長崎にて商いをしているが、本来は筑前商人であろう(Na.9の掛屋与七は芦屋の商人)。

No. 62 (表)
「未十二月十日渡シ 堀ばた
七太郎殿

手形入 叶屋嘉七
取替かし

(裏)

従長崎

覚

一金拾両
但し替せ金

右之通隨ニ受取借用仕候、為念一札如件

未十二月十日

叶屋嘉吉殿

伊萬里
武富儀三郎印
(拇印)

No. 63 (表)
「於脇ノ裏
半次郎様

急用

武富七太郎印

(裏)

メ 自伊万里
三月十六日出ス

任幸便一筆啓上仕候、然者爰元御買入焼物代残金四兩三步ト正錢四百四拾一文御座候処、御滞留之内毎々及御相談候得共御申延ニ預り、御間柄ニ付其通猶豫罷在候処、右金為何御汰沙も無御座出船被成候由、定て御國元々御仕送りニも可相成と奉存候得共、此節幸閨屋勘右衛門様御出船ニ付奉頼上候条、此紙面着次第無間違御渡被下度奉頼上候、先者此段御懸合旁々以書中早略如此御座候、頓首

三月十六日

武富七太郎

半次郎様

この書状がなぜ今日武富家にあるか、理由は明らかでないが、筑前上ノ浦の脇浦の半次郎に対する焼物代残額の支払督促が内容である。閨屋勘右衛門は芦屋商人と思われる。

No. 64

一筆啓上仕候、其御地御家内様益御堅勝可被遊御座珍重奉存候、然者六次郎様一件言語ニ絶候趣被仰聞候得共、私義茂内々之支者存不申候處、素り貴公様之買入与申、右組物之儀も来年迄者相待呉候様ニ御相談被遊、其代り少シ之損失も相懸不申候様堅被申聞候處、右之咄ニ而者、甚氣之毒ニ者奉存上候得共、唯今之商賣少シ之利ヲ得候得者、何分右書面之通ニ而者難得御相談候故、右部通之金預不申候様御咄仕候得共、幸八様被仰聞候様者、何連兵吉様御下向之節者万端御互合セ如何と成共成行候故、先以三両貳合之処者預り置呉候様御咄被遊候故、先以三両貳合預り置申候、少々之事に而御座候得者左様不申上候故、得与御推量被遊可被下候、申上度事者段々御座候得共、愚筆故荒辻申上候、何事茂御下向之上御語可申申候、先者御見廻旁期後日之時候、

恐惶謹言

五月廿一日

堀畑七太郎

筑前

升屋兵吉様

これもまたなぜか武富家に遺されているが、同家の筑前商人相手の取引の事例として、かつ内容が注目されるので掲げる。

要は、六次郎という者の身上に何か重大な事態が生じ、ために武富家へは債権分の幾分かに当る三両貳合しか返済されない、武富家の異議を本来の買主である升屋兵吉へぶつつけているものである。

No. 65

覚

一金三步一朱	かさ	式かい
一同老歩貳朱	同	老かい
一廿匁三歩	納戸	金巾老反
一廿老匁	同	老反
一金三歩	古手	とふ着
一金百八拾老匁八分	はかま	老ッ代
メ金ニメ老兩三步三朱		
貳百廿三匁老分		
此金貳兩三步三朱		
合四兩三歩貳文		
○貳百五拾貳文		
○貳百五拾貳文		
○八百五拾貳文		

右之通り御座候

亥十二月二日

田中屋

忠次郎

⑦様

田中屋忠次郎の名は筑前山鹿の商人として知られる (No. 55・No. 56、また拙著『伊万里焼流通史の研究』三二二頁参照) 言うところの品物は⑦の誂え依頼により届けられたもので、その代価を示すものと思われる。

No. 66 (表)

肥前伊萬里にて
武富七太郎様

平安大急用書中

原屋

清右衛門

(裏)

四月十二日出 今長弔下の関

一筆啓上仕候、暖氣之砌ニ御座候へ共、先以御家内皆々様益御勇健ニ可被遊御座、大悦之御儀奉存候、然者先達而書面さし出し置申候處定而御落手被遊候わんと奉存候、何卒先申上候通注文物之儀嚙々御面倒様と奉存候得とも急々御積出し可被下候様伏而奉頼上候、**此節者最早御積出しニも相成居申候はん欵、左候へ者大ニ**



下関原屋清右衛門の印

仕合奉存候、扱亦代金之儀者兼而申上置候通為替御取組奉頼候、萬一出合御積出し相済居不申候ハ、大急便々一刻も早く御積出し奉頼上候、先者右御頼申上候、以愚札用夏のミ如此ニ御座候、猶皆々様へも宜様御鶴聲奉頼上候、恐惶謹言

四月十二日

武富七太郎様

原屋

清右衛門印

No. 67 「ほり七様

金五両添

原清

口演

いつもながら万事大ニ御高配ニ相成難有御札難尽筆紙候、将當節陶もの代之内金五両差出申候間御受取可被下候、帰宅之節返済陶もの代之内金廿両差送り可申候、荒増小當り致見候所、右之辻ニ而凡之見合ニ相成候哉と奉存候、尚跡便々御仕出し之節仕訳書御遣し被下候ハ、不足之儀ハ急ニ差送り可申上候、何角宜奉頼上候、早々

No. 68

送り状

一 芋助 五メ匁入式丸

一 かし入箱 壺からげ

運賃百五十文
先拂

右者下松富福丸富五郎殿船々差送り申候間御受取可被下候、以上

子正月廿六日

原屋
清右衛門印

武富七太郎殿

No. 69 「いまり」

堀七様
無事急用書

原清

五月十日

從関

向暑の節、弥御勇剛奉珍重候、然者至極御面會之儀御頼申上（中欠）注文一
刻も早便令御送り被下候様奉願上候

覚

一口金上六通揃 沓組

一反中なら茶 七俵
取合

ト〇位之品 直段極々下直二
御願申上候

右之通可相成者此便虎一九分二ても御送り被下候様奉願上候

尚先日買入申候口金揃いもの虎一九分二相届き申候、尚なら新殿行荷物

二先方へ相届ケ可被下候、以上

焼上出来有らハ式儀

原屋清右衛門の書状はすでにNo. 6・No. 21に掲げたが、まずNo. 66は
注文物の至急積み送りの要請である。No. 67は焼物代金の、No. 68は、

正体は分からないが、それらの物の送状である。ここにやはり防州
下松宮福丸為五郎船の名が見られることは注目される（いわゆる防
州船に関しては前出拙著八八〇頁以下で触れている。No. 69も早便に
よる注文物の送り出しを望んでいるものであるが、前記の宮福丸と
同じような賃積船かと思われる虎一九の名がある。なら新殿とはど
この商人か分からないが、下関の原屋清右衛門が中継ぎ商人の役を
果していることが知られるのである（下関の櫛屋・虎屋なども同様）。

No. 70 (表)

武富七太郎様

虎屋

注文書在中

安右衛門

(裏)

三月十五日

從関

注文覚

四十入

拾俵

嘉十焼
一濃へ形入皿
但し模様御見合

右之通早速御調被下、茂七船良助船両人之
内、為替取組御送可被下候、尤此節實切居

申候間、一刻も早く御送可被下候、尤直段之儀ハ精々御働可被下候様奉願上候、
已上

虎屋

安右衛門印

卯三月十五日
武富七太郎様



赤間関の虎屋安右
衛門の印

No. 70はNo. 5・No. 19と同じ下関の虎屋安右衛門のものであり、内容はごく単純な注文書である。ただし注目すべきことに、注文の平皿が「嘉十焼」とある点、南里嘉十の製作したものは特に「嘉十焼」と称揚されていたと言うが、『肥前陶磁史考』五七三頁)、こうした指名的注文はそのことを証明しているといえる。「茂七船」の性格については繰り返すまでもない。原屋などとともに下関商人は、もっぱらこれらの防州船を雇って荷を運んだと思われるのである。次のものは伊予桜井浦の山本屋覚蔵の書状(金子送状)である(山本屋覚蔵に関しては前掲拙著付録一参照)。利徳丸良助の船に託しての送金である。

No. 71 (表)
「伊万里」
堀畑七太郎様
尊下
金子相添
(裏)
三月十一日認
伊与桜井村
山本屋覚蔵

一筆啓上仕候、先以弥御堅勝珍重奉賀候、然者先達而御地江罷越候節段々御世話二相成、其上金子拾壹両御借用仕候而忝奉存候、早束此度利徳丸船江相贈り申生間縫二御請取被下度奉願候、尤利銭之儀者又々下拙参上之節御算用可申上候、先ハ用事斗早々如斯二御座候、恐々謹言

三月十一日
山本屋
覚蔵
堀端七太郎様

No. 72 (表)
「いまり堀畑二て」
武富七太郎様
尊下
塩屋
定重

尚々御案内及御聞ニも御座候得とも、上方ニ而之大不景氣言語同断之事ニ御座候、貴面之上御咄申上度候、先達而若松屋治吉殿罷下候得共、此方ニ相知らせ不申二付金子指送不申候紀伊國屋便二一筆啓上仕候、未残暑厳敷御座候処、先以御家内皆々様益々御堅勝之由奉賀候、次私儀去ル六月十一日帰宅仕居申候、御休意可被下候、然者御借用仕金子之儀も早速指送度奉存候得共可然便無之、時節不景氣ニ附テハ降人一向無之、大ニ延引仕候、態人ヲ以成共相考候得共又々家内共相痛ミ取込罷居申候、何連近々善次殿被下候間、是ニ指送申候、左様御承引可被下候、私儀も仕舞次第早々罷下り度奉存候、先ハ御報迄以□札如此ニ御座候、早々以上

八月九日
武富七太郎様
塩屋
定重

前に(Na. 16)筑前芦屋塩屋伝四郎の一通を掲げたが、これも同じ芦屋の塩屋定重が送金遅延の事情(不景氣)を弁解したものである。

No. 73 (表)
「伊万里ニ而」
武富七太郎様
金子四拾両相添
掛屋
三郎平
(裏)
あしやふ

以態飛脚ヲ一筆啓上仕候、極暑之節御座候へ共御家内様益御堅勝ニ可被遊御座大悦奉存候、然者當春仲間之者共金子四拾兩御取替被下出船仕廻申候由、早速御送り可申上と奉存候得共宜敷便り無之甚延引可仕候、此節四拾兩送り申上候間御受取可被下候、利足等も相掛り申候ハ、同人共帰リ之上御引合可被申候、先者暑中御見舞旁早々如斯御座候、以上

六月十七日 掛屋 三郎平

武富七太郎様

掛屋三郎平は越野姓の芦屋商人（前出拙著第九章参照）。

No. 74 (表)
「於伊万里堀端ニ

七太郎様

紙屋

治郎吉

茶碗鉢式枚相添

(裏)

伊万里迄貨錢相済申候

二月廿一日

筑前 博多

黒川浅吉殿船今一筆啓上仕候、追日暖氣之節二相成申候得共、先以其御表御家内様御揃益々御安靜ニ可被為遊御座候由珍重之御儀ニ奉存上候、誠ニ以先頃者以□大ニ御世話相成千万難有仕合ニ奉存上候、此段御高禮奉申上候、然者其節御相談申上□候鉢此節着之砌早々先様江相見世申候処、御氣之毒千万御事ニ者余リ大ト過候由ニ而頓と氣ニ入不申候ニ付、松浦屋次左衛門殿向御尊家御目録相添差返シ申上候ニ付、御迷惑千万ながら御受取被為下候、右金子之処ハ右松浦屋江何とぞ御渡被仰付可被為下様御頼奉申上候、節角御相談仕□候処何分ニ茂御返し難申上候得共無據仕合ニ御座候、委細之儀者松浦屋

様江申入置申候ニ付御承引可被為下候、先者右申上度如斯ニ御座候、以上

二月廿一日

紙屋

治郎吉

堀端七太郎様

(別紙)

覚

一人形絵

式尺壹寸鉢

式枚

代金式両式歩式朱

右代金槌ニ受取申候

二月十二日

七太郎御

紙屋弥兵衛様

折角の物が注文主の氣に召さず（式尺壹寸鉢はふと過ぎた）、ために送り返したものである。松浦屋次左衛門が仲介しての注文であったので、武富家の送り目録がさし戻され、前払いされていた代金は武富家から松浦屋をへて返戻されねばならなかった。この紙屋治郎吉・弥平（弥兵衛）は博多の陶器商、松浦屋もいずれ博多の商人であつたのであろう。

No. 75・No. 76はともに筑前山鹿の商人である。

No. 75

(表)

堀ばた七太郎様

尊下無事用文

山鹿

(裏)
七月一日 金式朱添
蛭子屋久五郎

尚々

幸ニ一筆啓上仕候、先以大暑之□ニ御座候所、弥々御店內様□御揃□隆之御義ニ□、次ニ私義も無事ニ罷在申候、乍憚御安心思召可被下候、且又るり金書盃たい五ツ御世話ニ御座候得共御遣立可被下候、此段呉々御頼申上候

覚

一るり金書盃たい 五ツ

十五 此代金式朱相渡可申候、御世話ニ御座候得共御遣立可被下候

七月一日
堀ばた
七太郎様

蛭子屋
久五郎

No. 76
(表)
「イマリ」

武富七太郎様
尊下

吉野屋
儀兵衛

(裏)
八月廿日 分筑前山鹿

尚々

一筆啓上仕候、秋冷相成申候處、其御表弥御家内様益々御安康可被遊御座奉大賀候、次ニ爰元家内并私義も當十八日無事帰宅仕候、乍憚御休息思召可被下候、然ハ當夏ハ柳吉罷下り如例御世話相成千万忝奉存上候、儀七事當月末

二者帰宅可仕候、帰り次第罷下り可申候、猶又宜敷願上候、

一金^①上共百四十両差送り申候處御入手奉存上候、此節焼物代内金ニ^②殿手元迄送り置申候間御受取可被下候、不足之處ハ儀七より差上可申、何程御座候哉相分り不申、何連内金御座候、猶御礼之義儀七下り其節御礼可申上候、先ハ御左右旁如此御座候、恐惶謹言

八月廿一日 吉野屋
儀兵衛

堀端
武富七太郎様

七之助様

参人々御中

前者は、代金式朱を以て瑠璃金書の盃台五箇を注文したもの。後者の吉野屋儀兵衛(倉野姓)は武富家と取引のきわめて大きかった商人である。なおその詳細は同家大福帳の分折に譲るが、彼は伊万里陶商大塚家と共同の「手船」を所有したこともある(拙著八七三頁以下)。この書状では、柳吉が伊万里で仕入れに当り、儀兵衛当人や儀七が、行先は不明だが商い先から帰国(予定)したものであろう。

No. 77
(表)
「肥前伊万里」

武富七太郎様
尊下無異要用

従山鹿

(裏)
十一月二日 山鹿世話人中

幸便二一筆啓上仕候、追々冷氣相増候得ども其御地御家内様御揃益々御安康被遊御座奉大賀候、然者次左衛門殿手元近來打續不景氣ニ出合、其末昨年江戸升清殿成行、駿州表多分残掛出来仕、當銀主方々かり入之金子拂入皆済ニ難相成り候付、私ども相寄彼是心配仕、銀主方拂入之所仕方相立、漸々此節濟方ニ相成申候、尤も其御地焼物代金借用御座候趣志らべ方仕是又算用相立不申而者相成り不申、右ニ付次左衛門殿手元得与吟味仕見候所、江戸表々仕切金之所御地拂方之引當ニ仕居候趣、右金子之義者當十月晦日限江戸升清殿合送り出しニ相成り可申筈堅ク引合罷かへり居申候事故、右金子参り次第第二早速同人御地江罷下り、夫々拂方仕筈ニ相決シ申候、萬一江戸仕切金送り方延引ニ相成り候節ハ不及是非ニ當銀主方々仕入金借用仕、右之内ニ而一先御地拂方致させ、其末仕入ニ取掛り可申積リニ決定仕居申候、右ニ付年内仕出来仕候様銀主方江相談仕候所、此節金子手廻り兼居候間、何連當月内ニ者○印取集メ仕入ニ罷下り可申積リニ相談相決シ申候、依之、其御地拂方之所萬次殿出張之上算用相立られ候間、何卒其節迄之所御待可被下候、此節各々様方々態与金子取立ニ参られ候而も、只今治左衛門殿手元江○印一向ニ廻り合不申、何連同人仕入ニ下り之上拂方一同利道相立算用致させ可申候、左様御承引可被下候、萬事拂方之所者當所世話人江御任せ可被下候、不悪取計可申候、何連年内仕出来仕候様、節角御世話仕居申候間、各々様御迷惑今志者らく之所御用捨御願申上候、右申上度如此ニ御座候、以上

世話人

戎屋

西
十一月二日

久五郎

萬屋

治七

岡田屋

定七

吉の屋

深兵衛

半兵衛

武富七太郎様

いづみ屋
幸三郎

これはまさしくNo. 3・No. 7・No. 12の萬屋治右衛門書状に対応するものである（No. 12の文末に「国元世話人々も書状」のそれに当る。同日付）。

No. 53（慶応元年）・No. 54（同二年）等の武富家棚揚において金千両を超す借入金のあるた播磨屋勘三郎は越後新潟の商人。すでにNo. 23にも一通をあげた。「長崎上米船」とは何か。この船を幸便として注文書を送付したのであるから、越後から長崎へ幕府の天領米を運んだ船あたりであると思われる。

No. 78

一筆啓上仕候、時分柄甚暑之砌ニ御座候所、先以御家内様御揃益々御壮栄可被成御座珍重ニ奉存候、然者此度長崎上米船幸便有之、則別紙之通注文御頼申上候、右品々成丈被入御念叮嚀ニ被下度、尤右注文之内大川内・一ノ瀬もの焼物外方^{（者）}御世話様御調へ被下度、此段御頼のミ奉申上候、右之品相調ひ候得共卯左衛門殿方迄御志らせ可被下候、尤上米船ニ而出帆差急キ候間、荷物出来方卯左衛門殿方御聞合被成下、早々船積ニ相成候様御取計可被下候、且亦代金之儀者荷物引替ニ御受取可被下候、船頭へいさる申置候間、左様思召可被下候、先ハ此段御頼申上度如此ニ御座候、以上

六月廿二日

播磨屋

勘三郎

焼物屋
七太郎様

参御中

尚手頭府帳紙ニ模様書留メ入日記付被成下候

(可)

二白申上候、當春御世話被成下候瓶之儀誠ニ品柄阿しく捌口不宣、損分ニも

相成候間、近頃御面倒様ニハ御座候得共、右代金之内五両金も直引致呉候様

御懸合置可被下候、何連明年其御地へ罷出御物語可申上候、先ハ右御頼申上
度早々、以上

六月廿三日

はりまや
勘三郎

七太郎様

No 79

(表)

堀端伊万里
堀端七太郎様

其外

三ツ組井巻与添

福昌丸
嘉市

(裏)

今備前児嶋

任幸便ニ以手紙啓上仕候、残暑之砌先以其御地御家内御皆様御堅勝被成御
座珍重奉存候、次ニ當方無別条罷在、乍憚御休意思召可被下候、然者御宅ニ
而積入申候荷物之内唐島絵三ツ組井段々商内仕候へども皆々破談ニ相成、尤
代呂もの甚以不足候ニ付^カ「さし」ニ而ハ無御座候哉と一々相改候處不残下物ニ御
座候而大イニ迷惑仕居申候、并ニ唐島へ大切溜十枚入一俵破談申来候ニ付相
改申候處、内々間四枚引式枚御座候、誠ニ貴家様是迄御実駄之事故無心置賣
捌候處、右之仕合ニ付大イニ當惑仕候、尤、其外之荷物ニ者別条無御座候、
右之内唐島へ三ツ組井巻与手本差下申候間御一見可被下候、尚追而貴顔之節

委敷御断可申上候へども、先右之段御聞置可被下候、右用事斗如斯ニ御座候、

早々以上

巳七月八日

福昌丸
嘉市

堀端七太郎様

備前国児嶋郡^(かよう)通生(倉敷市児島通生か)から発せられた福昌丸(萬

屋か)嘉市のこの書面は、武富家にとり極めてきびしい、同家の信
用にかかわる内容を孕んでいる。「さし」の語意が不明。「間」・「引」

については次に事例をあげる。(武富家模下張文書)。

一同山水へ^(絵)
四〇 丸三組井

上廿六組
間三組
巻組

巻メ百六十四匁

この三ツ組井一株の価格を算
出する方法は、上―四十匁・間

―(四十匁×〇・七)・引―

(四〇匁×〇・五)を以てする。

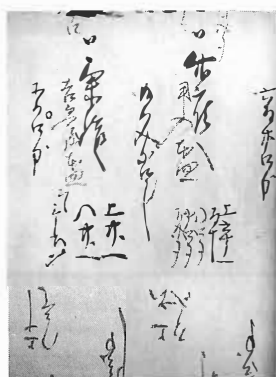
ところが実際の計算では巻メ百四十四匁にしかならない――あきら
かに算違いである。また、

一 錦手寿福割へ
十一 玉口八寸井

上七
間巻

九百〇式匁

この例の計算は誤りなしである。



次のNo 80は、No 15に下関櫛屋茂七らの一通を見たが、同じ下関の櫛屋庄右衛門の年始状である。彼の名はまたNo 53以下の棚揚にも見ることができる。

No 80

改暦之御吉慶不可有尽期御座重畳目出度申納候、先以其御地御家内様御揃益御勇剛可被遊御越年大悦之御儀ニ奉存候、右年始之御祝詞為可申上、以愚札如斯ニ御座候、猶期永日之時候、恐惶謹言

正月五日

櫛屋
庄右衛門

武富七太郎様
参人々御中

No 81の亀田屋十藏らは、塩鮭を贈っているので北国筋であろうと推測され、事実、越後新潟の商人である（前出拙著九〇一頁）。

No 81

一筆啓上仕候、時分柄暖氣相成御座候處、先以御家内様御揃益々御機嫌能可被遊御座珍重之御儀奉存候、随而下拙義三月十六日日出度仕候間、乍憚御休意思召可被下候、然者御地留逗中永々御世話様ニ相成、別而萬事御添心被下難有仕合奉存候、此段以急札萬々御禮可申上候、猶又當秋御地江罷越度存候間、不相替御引立之程偏ニ奉存候、且ッ鹿末之物ニ御座候得共地引鮭塩引壺本差送り申候間御受納被^(ママ)猶^〇萬も御^〇申上候、先ハ時候御見舞旁御家内様江宜敷御傳言被下度候、早々以上

西四月二日

亀田屋

十藏
栄三郎

武富七太郎様

御家内衆中様

No 82

（前欠）御儀奉存候、然者私儀も當六日二入船仕候、左様御安^〇可被下候、猶又此度藤七様便ニ金子百拾両丈ケ差送り申上候間、^〇御世話様ニも御座候得共、御尊家様分先方江宜敷様御渡し置可被下候様御頼申上候、且又此節私し儀もくり綿少々買入申候故此節金子少々間ニ合不申候間、此次便ニ残金之儀者早々御送り申上候間、右左様御思召可被下候、又々真綿百拾八匁御送り申上候間御請取可被下候、先者此段申上度如斯御座候、恐惶謹言

九月十一日

綿屋
幸右衛門

武富七太郎様

（別紙）

覚

一五拾両	貳	堀七分
一五拾五両	ツ	綿安
一式拾両	ニ	幸七
一式拾両	ニ	井國
一廿両	ニ	前儀
一十三両	ニ	弥介
一六両	ヲ	竹弥
一十三両		和平
一七両	ヲ	幸吉

右之通り御座候と奉存候間宜敷御頼申上候、先方様江も別格差送り不申候間
宜敷御傳聲可被下候、阿まり急便ニ御座候間、荒まし書附申上候

覚

一高金百拾両

内

一金三拾両 綿安

一同拾貳両 幸七

一同拾貳両 井國

一同拾貳両 前儀

一同八両 弥助

一同四両 竹弥

一同四両 幸吉

一同貳拾八両 堀七

金百拾両之辻

右之通、此度筑前々送來り候付、右之通割方仕候間、御一覽可被下候、
以上

(武富熊助)
武熊

亥九月十六日

御連中様

綿屋幸右衛門はたぶん筑前芦屋の商人である。彼が今回送った金
百拾両は別紙「覚」上段の合計二百四両の内金であり、彼が堀七(武
富)をはじめとする九名の伊万里商人から「借用」していたことを

示している。中段の符号は借用額に対する百拾両の按分(案)で、
堀七は二十六両余、綿安三十両、幸七十二両…となるのである。こ
れをもとに実際の「割方」は九月十六日付「覚」のように行われた
らしい。何故か、和平に対する配分のみが行われていない。

布屋(田辺)忠吉は幕末期武富家と取引・貸借のあった新潟商人
である。既にNo.31・No.52(布忠かし金貳千百拾五両)などを見た。
これは同時に、改めて下関原屋清右衛門の位置を証拠立てるものと
なっている。すなわち、

No.83(割印)

一手廻り合利
当状相添

伊万里

武富七太郎殿行
着次第彼地へ急便御届可被下候

運ちん相濟(忠田邊)

関今伊万里
運ちん三百五十文御渡

右之通積入申候条、着船之御御改御請取可被下候、萬一海上之義可為御法候

事

亥九月八日

下の関
原屋清右衛門殿

布屋忠吉

(忠)

越後新潟
田邊
瀬戸物町

伊万里
武富七太郎殿

長州
原屋清右衛門
下ノ関

引き続き新潟商人の書状をあげる。

No. 84

以手紙一筆啓上仕候、極暑相成候処、先以其御地御家内様御前益御安静被渡
珍重奉寿候、隨而當方無吳乍憚御休意可被下候、此度伊勢丸亀太郎殿船中、
御注文之品別紙之通積入仕候条、着御改御受取御入帳被遊可被下候、去冬中
今色、御世話様相成千萬難有奉存候、乍末筆、御家内様へ且敷御竊聲奉願上
候、書外期重便之時候、恐々謹言

六月十五日

植木長右衛門

武富七太郎様
參人々御中

(別紙)

覽

一金五両

々々々

壹分□朱

桐たんす

上巻棹

外三百文

御仲

二百文

荷作り

一金三分一朱

朱七寸五段重

金蒔繪付 巻組

外

金蒔繪櫛笄 巻組

同 櫛 式枚

外二

武品にて

吸物碗 四十人前

角屋直太郎殿行

小盆 式十前

硯蓋 二組

式品長當着迄
御頂り置可被下候

石之通御座候、以上

子六月十五日 植木長右衛門印

越後新潟の長植木長右衛門の

書状である。武富家などが「覽」

(別紙)のような塗物類を發注していた事実が証明される。これは
輪島の塗物であつた。

No. 85

一角屋直太郎様行

二、百文

五五

分内て

惣朱蒔繪

八寸角大平

式ッ

一四、六、百五十文

青光内朱

一五五

蒔繪八寸角平

一内一

二ツ

一五百四十文

黒通盆

武七

蒔繪付 式組

一金一歩

外朱角丸

角屋直太郎様行

七寸重箱

一四百五十文

四段巻箱 大小 式組

箱巻ッ

金式両巻歩式朱

巻箇

角重 輪嶋惣朱

若松 式組

蒔繪付 松竹梅

小盆 式十前



越後新潟植木長右衛門の印

一金壹両三步式朱ト 同角丸 式組

三步式朱ト 四百文 式組

一金三步 惣朱角丸 八寸大平 押鳥へ 式ツ

⑨合一壹 惣朱式朱ツ

一八百十文 黒通盆 蒔繪付 三組

一壹ノ八十文 箱 金物付四ツ

一三百五十文 箱壹ツ代

⑩廉 壹箇

右者式簾詰合ニ御座候、尊家様御注文之分ハ何成共御引取、龜源様ニも上ノ大平御用之由御咄し御座候間、是又御入用丈ケ御引取、紅義様ニも上ノ重箱壹両位之品御入用之趣御咄し御座候、是又乍御世話御傳言奉希上候、残リ品之儀者御望之仁御座候ハ、何方へなりとも御實拂可被下候、尤此地御地迄運賃掛り候間、左様ニ御承知可被下候、十月初ニ者此地出立罷出可申候間、尊願萬々可申上候

一金式歩式朱ト 木綿 式反

一金三步式朱 式反 壹丈三尺八寸

ノ岩佐様荷物壹番ニ入

右之通御座候、已上

西八月一日 植木長右衛門 印

武富七太郎様

No. 86

前文御免可被下候、先便ニ金五拾兩也相下し申候、惣仕切之儀延引仕り候段御用捨可被下候、其内直段も下直之品も有之候得とも御用捨可被下候、惣仕切一壹貫六百七十目三分七リ ⑪厘

此金式拾兩壹歩式朱也

長崎飛きやく差下し申候、御入手可被下候、尚追々御荷物沢山ニ御積入可被下候、已上

子二月十一日

武富七太郎様

細川 喜十郎 細川

細川喜十郎はこの商人であるか、未詳。もつとも「長崎飛脚より差下」すと言うところから、大坂辺の商人と思われる。ともあれ、先便に金五拾兩、今便に惣仕切金式拾兩余を届け、以後の荷送りを頼んでいるのである。

No. 87

一筆啓上仕候、其御地益々御勇健ニ可被遊御座御座重之御儀奉存候、然者此度御仕切表過上銀高有之、金式拾兩壹歩式朱并ニ仕切帳三冊御下シ申上候

間、着之砌ニ御改御入手可被遊候、尚又仕切書過日差出し可申上之所大井ニ延引ニ相成申候段、真平御仁免可被下候、拟不相變御荷物沢山御登セ被下度奉希願上候、先者御断旁ニ早々如此御座候、恐惶謹言

二月十一日

具足屋 半次郎店

武富七太郎様

たまたま、この具足屋半次郎（店）の一書も、さきの細川喜十郎の金式拾両壹歩式朱と同額である。

武富家の紀州商人との取引関係を証拠立てる例はむしろ少い。同家大福帳にも鍵屋重兵衛ら数人を見るだけである。同家棚揚げ中にも散見。次の証文は稀少価値があるであろう。

No. 88 覚

一拾七貫百目 孟九箱代
但シ五百七拾目金

右之通り儘ニ借用仕候、勘定之儀者此度下リ之節早々御勘定仕被候、為念書

附差上申候、以上

巳ノ

二月廿八日

紀州

嶋屋常五郎印

七太郎様

次のNo. 89は、①大坂鴻池庄兵衛店よりの書状であること、②下関の原屋清右衛門が中継ぎして荷が送られていること、③何よりも「右為御登荷物之義、此節御仕法御取調中ニ付、当方ニ於而ハ現銀売を仲買中江申出…」、「岡田長之助殿御滞坂ニ付、右御人江御請合之処御頼申候ニ付御承知ニ相成、則御印形申受…」と記されていることに注目すべきである。④に關しての詳細な事情は前出拙

著の第五章7節三〇四頁以下に譲るが、岡田長之助が荷主代表として「印形」したものが、外ならぬ文久四年二月「肥州御国産陶器荷主中御約定書」すなわち「奉差上定置一札之支」であつたことが分かる。この書状は文久四（元治元）年のものであり、「旧臘大火」は前年十一月二十一日に起つた大坂の大火を指しているであろう。

No. 89

一筆啓上仕候、追日暖氣弥増ニ御座候處、先以其御地御摘愈御壮栄可被成御座珍重之御義ニ奉存候、次ニ當方無恙罷在候条乍憚御安意被思召可被下候、然者去ル正月五日御地合下ノ関原清殿屈荷物、同人合早船を以當三月廿二日相達即刻水揚仕、無恙儀御蔵納相整申候間、此段御安意思召可被下候、扱右為御登荷物之義、此節御承知之通御改法御取調中ニ付、當方ニ於而ハ現銀賣を仲買中江申出有之候ニ付、右様ニ而賣方相整可申哉ニ心得居候へ共、夫ニ而者直段ニ相響候義も有之旁ニ而心配仕居候處、此節御表岡田長之助殿御滞坂ニ付、右御人江御相談候上御請合之處御頼申候ニ付、御承知ニ相成則御印形申受、去ル廿六日外御同様ニ仕賣方相整、捌方之義ハ太駄都合能賣捌申候間、右仮賣附書差送り申候、御着御改御入手被成下御被見可被成下候、且為替も送り呉候様被仰聞候へ共、今便者市前後より彼は取紛居附而ハ、市後落札書跡仕舞にて取込居差送り不申候、何連後便合見積り為替金差送り申候間、左様思召可被下候、猶委細之義者無程岡田殿御帰国ニ付、其御御聞取可被下候、先者右之段時候御見舞旁々以書中如此ニ御座候、早々已上

鴻池庄兵衛店

專藏

三月廿九日

勘助

岩七

武富七太郎様

尚々御懇情二旧蠟大火之御見舞
被下忝奉存候、御蔭二而當方者
餘程隔り有之、先々無二而罷
過申候、乍憚此段御安意思召可
被下候

No. 90

尚々此節勘定書差上候而御相談可申上筈二御座候へ共、
上不申、金貳両丈此者二而御かし被下度、少々かり越も可有之奉存居候へ共、何卒貳両
丈御かし可被下候、御相談可申上候

寛

一金五百両 但四包

并書状壹通

右ハ布屋忠吉殿出

右之通到来仕、則為持差遣申候、参着之上儘二御請取可被下候、尚又受取書

壹紙被仰付可被下候、先者送り

杜如斯二御座候、以上

七月十二日 叶屋

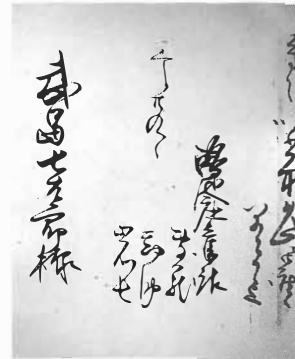
長十 印

武富七太郎様

No. 35 にも見られた肥前杵嶋



肥前大町の飛脚屋叶屋山下屋十の印



大坂鴻池庄兵衛店の専蔵・勘助・岩七

郡大町の飛脚屋叶屋辰十の送り状である。理金五百両・書状一通は
前記新潟の布屋忠吉よりのものである。ついでに彼自身も金二両の
借用を依頼している。

以上は七太郎を名宛てとしたもの。以下栄助へ宛てた一群をあげ
る。

No. 91

〔肥前伊万里にて
武富栄助様
要用〕

従筑前
山鹿

〔裏〕

三月廿二日出ス

魚屋與平

関屋正七様便二一筆啓上仕候、先以其御表御家内様益御勇健可被遊御座奉大
悦候、然者其節御尊公様山行之留主^(守)にて、委細之儀者田様江宜敷頼置候へハ、
此度正七様便二金子五両丈差送申候、乍憚御請取可被下候、猶又勘定之詰者
私下り之節二仕候間、夫迄御用捨被仰付可被下候、宜敷御聞通被仰付可被下
候、右御断迄早々如此二御座候、恐惶謹言

三月廿二日

魚屋
與平

武富栄助様

筑前山鹿魚屋与平の名は弘化三年「陶器組仲間締方極一札之事」

(拙著六三二頁に引用)の連名中に見える。「山行」とはすなわち

皿山行きである。

No. 92 (表)
「武富栄助様」

今土佐

(裏)
用事

四月十八日

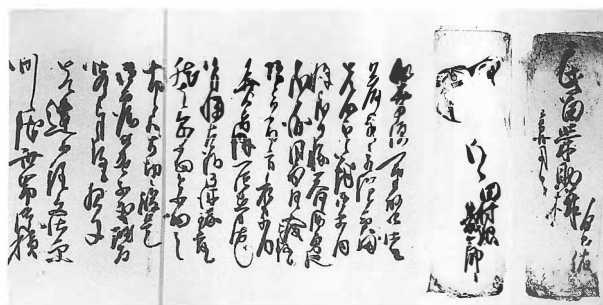
田村屋
幾三郎

以幸便一筆啓仕候、暑氣相催候處、先以其御地御家内様被成御揃益々御勇健被成御渡目出□度奉存候、隨而當方私家内無□罷在居申候、乍憚左様御休□可被下候、然者□とふ留之節者□千萬難有仕合奉存候、扱又先達而注文仕候品かし鉢此節御積入被遣候哉如何と相考申候故此度(笹御便を以申上候間、右之御左右御聞せ可被下候、尤金子之儀者急ニ大坂廻りを以相廻可申候間、此だん御承知可被下候、若又未荷物積入ニ相成不申候得者此度□者御積入被下度奉頼上候、先者取急キ各々用事迄申上度早如此御座候、恐惶謹言

四月十八日

(七)様

合



土佐田村屋幾三郎の、すなわち伊万里逗留時についての礼、注文の菓子鉢についての督促。注目されるのは、代金を「大坂廻り」で送ると言っている点であろう。

No. 93 (表)
「肥前伊万里
武富栄助様」

酒井屋
清吉

封金拾両添ル

(裏)
從越後三條

四月廿四日認出ス

尚々

以手紙啓上仕候、向暑之砌ニ御座候得共、御家内様益々御壮栄ニ可被遊御凌珍重ニ奉存候、然者早春ハ御地滞留中だん(当カ)預り御世話様忝奉存候、扱當年ハ殊之外順風ニ而、御地四月六日出帆いたし、同十五日新かた着仕候、乍憚御安意可被下候、其節借用仕候焼物代金拾両早速贈りさし上申候間、其着御落手可被下候、先ハ右等申上度、乍末筆皆々様へよろしく御傳聲可被下候、□

四月廿四日

酒井屋
清吉

武富栄助様

酒井屋清吉は越後三条の商人であるが、伊万里滞留中の礼、伊万里四月二日出帆——同十五日新潟着、「当年ハ殊之外順風」。焼物代金拾両の送付を記す。

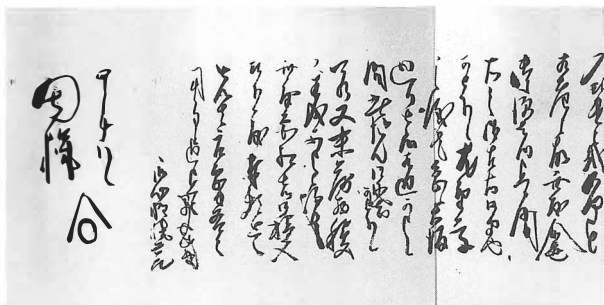
No. 94 (表)
「伊万里ニて
武富栄助様」

(裏)
田中屋
忠兵衛

六月十二日

從大坂

尚々本文今夕上リニ付取紛乱筆文略御免可被成下候



需便一筆啓上仕候、時下大暑之砌ニ御座候処、御家内様益御壮健被成御座欣喜不斜御座候、就而ハ御地滞留中毎度御邪^(ママ)ニ相成候所、其後御訊へも相怠失敬勝御高免可被成下候、小子も先月廿六日登仕候、乍慮外貴意易思召可被下候、尚又當地氣配いつもながら夏分横堀人氣大だれニ御座候、下拙荷物御地積出し四月中末之分積出し式千斗り當月上旬當着致候得共、前文之次第故其儘蔵入致、孰七月末八月上旬之比賣方可仕候、當地商用幸イ隙之折柄ゆへ東行存立候而今夕々罷上り彼地へ趣申候、尤江戸表格別之滞留者致間敷、八月中比ハ出坂可仕心得ニ御座候、下金も合様書^(ママ)之分ハ此度迄ニ而大体行届可申候哉、委細ハ合様へ御頼遣申候、尚彦兵衛へも阿らまし申遣し置候間宜御承知可被下候、別^(ママ)も近々指送り可申候

一 大鉢類矢張大下直、貴家様分も前文之振合弥々右品氣配阿り候間、秋口少々宛手頭^(ママ)何度ニも賣方可仕候

一 菓子鉢類も下直、^(ママ)仕入^(ママ)尺口賣^(ママ)、上出来仕入^(ママ)尺口^(ママ)、九寸^(ママ)位イ、八寸^(ママ)10位イ

右ハ兼而御咄も有之候間、御心得ニも可相成候間、乍序此段阿らまし申上候、且又八寸かわきなし出来かまりニて夏仕入並ニ^(ママ)間ヲへし勘定位イ御賣方出来申候ハ、九寸八寸下物丈三十俵斗も彦兵衛へ申遣し候間、右ニ相成候ハ、同人へ御賣可被下候、先ハ暑中御見舞旁右申入度^(ママ)如此御座候、乍末筆御母公さま始御家内様へも御傳達御願申上候、尚暑も相募隨分御厭專一二奉存候、頓首

六月十二日
田中屋 忠兵衛
武富榮助様

前にNo.25・No.28において紹介した田中屋忠兵衛の書状である。筑前芦屋商人である彼の書状が大坂より発せられている事情については前掲拙著の第五章二節二四一頁以下を参照して戴きたい。

東行（江戸行）出立の間際に書かれたこの手紙は、「当地氣配いともながら夏分横堀人氣大だれ」、「（私）荷物御地積出し四月中末之分式千（俵）斗り」、「其儘蔵入致、孰レ七月末八月上旬比売方可仕」などと、市場の状況等を伝えて興味深い。

なお、符牒を以て表した菓子鉢類の値段（仕入値・売値）にも注目される。すなわち、

（並）尺口（徑二尺）		仕入		賣値	
尺口		仕入		賣値	
上出来	九寸	110（三十匁）		111（三十六匁）	か ^(ママ) （三十五匁）
八寸		110（三十匁）		110（二十八匁）	（二十匁）

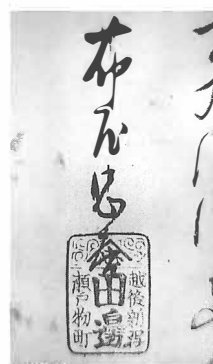
（武富熊助宛書状）
No.95「武熊様

金

貴下

幸神丸明日荷仕舞二付、運ちん
銀并二式番船一条相極申度所存
二御座候處、手頭調旁大混雜當
惑仕候、毎々申兼候得共、御光
来御加勢被成下候儀相叶申間敷
哉、直ニ對談ニ而ハ双方之勝手
已ニテ困り入、何卒御配意御取持被下候得者難有奉存候、此段以書中御相談
申上候、草々

廿七日夜



新潟瀬戸物町布屋忠吉の印

既にNo 31において知られる念すなわち布屋(田辺)念吉(新潟瀬戸物町)の在伊中のものである(略封)。幸神丸はあす荷物を積みおえねばならない。大混雑で困っているので、ご光来いただき加勢を願いたい、ことに仕入れ相手との交渉を取り持って下されば有り難い——と。

No 96

(前欠)御座珍重之御義奉恐賀候、小子海陸無恙先月廿四日帰宅仕候、乍憚御休意可被下候、誠ニ御地逗留中者無限御厄介相成難有仕合萬厚奉[□]謝候、然ハ兼而御恩借仕候金子之内、此度千貳百両也差送り申候、着之御改御請取可被下候、就而ハ式番船幸神丸も追々御地へ廻船可仕与奉察候、夫是要古義差立候積り之處、頃日々庄内表へ罷越申し不能其儀ニ残念之至、依而金子丈差送申候、兼而御頼申上置候通、残り荷物者申ニ不及、其外半紙生姜内山ならちや外尾角鉢御取計御積入被下度奉頼上候、當所も焼ものるい存外景氣

二御座候、御地も為差直下ケに無之奉察候、扱唐物るい之義何分江戸横濱廻り品多く、只今賣方見合居申候、生蠟之義も格別義無之、来月迄見合置申候、紙生姜二品丈思之外利分ニ相成申候、尚又半紙是非御積入被下度、尤上品方計よし、下品者不耳、左様御承引可被下候、委細松幸御相談之上万端よろし九御取計被下度候、乍末筆[□]様[□]様おまつ様江もよろし九御竊聲之程奉希上候、先者此段以書中御願迄、早卒如此御座候、頓首

五月六日

(印)

武富熊助様

布屋三之輔

追啓中尾山行書状迄通御願申上候、乍御御面倒懸人を以御届被下度、尤先方々返事参り候間、幸神丸二間似合候ハ、同人々御送り可被下候、若間似合兼候ハ、大町々大坂泉宗次ニし而急便御仕送奉頼上候、有様明年大村物引合ニ御座候、發足之間、兼而吟味之通他所ニ而仕入不相成趣ニ付、いかゞ相成候哉、色々欠引も御座候ニ付、右掛合状ニ御座候、左様御承引可被下候、甚以御手数恐入候得共志升徳り千儀、五合式百儀丈御買整被下度、乍御面倒下の関次ニし而御送り可被下候、併シ此品沢山ニ御座候ハ、數何程ニ而もよろし九候間、其含ニ而御取計被下度、自然式三千儀程出来候ハ、水瓶積合ニ而船老艘御飯切被下度、御積送り被下候様奉頼上候、則注文書荒切儀助方へ遣し候、代金之儀御立替被下度奉頼上候、注文書松幸迄遣し置候、御談事被下度候、毎々御面倒御願申上候段心外之至奉存候へ共、よろし九御配意之程奉頼上候、以上

布屋忠吉とこの布屋三之輔とは同一人(家)と見なしてよい。No 52以下の水揚(棚揚)にあつても両者が並ぶことはなく、のみならず両者は同一の印判を用いているのである。

書中では、まず、①安着を知らせ、②伊万里逗留中の厄介を謝したのち、③金千貳百両の送付、④式番船幸神丸の伊万里廻航の近い

ことなどを知らせる。そして⑥積み残した荷物は言うに及ばず、半紙・生姜・（有田内山の）奈良茶（碗）・（有田外山産の）角鉢を取り計らって送って欲しい。もつとも⑦唐物類は江戸・横浜方面からもたらさせる品が多く（安政の開港によるか）販売を見合わせている。生蠟も同様。⑧半紙（上品）・生姜は利益がある——と。生姜は近・現代においても、主として杵島郡中通村（山内町）犬走の特産物として新潟方面へ、それも伊万里港から船により運ばれた。

布屋三之輔書状の追而書の内容も興味がある。（一）大村領波佐見の中尾山ゆきの書状に対する返事を、間に合えば幸神丸に託し、もし間に合わない場合には大町（前出飛脚屋の叶屋山下辰十）から大坂の「泉宗」継ぎにして急送して頂きたい、と言うのである。注目すべきはその有り様、内実であり、来年取引する「大村物」であった。「兼而吟味之通、他所二而仕入不相成趣」とは、何か大村藩の統制策でもあったのだろうか。

（二）徳利（壹升・五合）の買注文——「下の関次（継）」にて。もし沢山二三千俵ほどにもなるようであれば水瓶（甕）と一緒にして船壹艘を借り切って送って貰いたい——と。

No. 97

呈寸楮候、過刻（カ殿と對談いたし候處、二十）
兩丈之処者是非出銀無之而不相

濟儀ニ而者御座候得とも、実々差支候儀有之候由ニ而武栄之方へ罷出相談可仕様被申候故、定而後刻二者右人分尊所様之方へ沙汰可有之奉存候、惣而者右積前之儀者唯今荷作りいたし申候間、何卒船手之方御厚配被下度は又御願上候、何も駄も御打懸御願仕候段思召も如何と奉恐入候得共、参上之末ニ而萬事御頼申上候条、何分宜敷御取計可被下候、いつ連方貴面上萬々御礼可申上と、文略御高免可被下候、以上

二月十二日

綿屋
安右衛門

布屋
三之助様

これは伊万里の綿安から布屋三之助へ宛てたものである。確実なことは分からないが、武富・綿安・布屋・分（No. 56）らの相互の結びつきが推し量られる。

No. 98

一筆啓上仕候、暖氣之節ニ御座候處、先以皆様御揃御安康奉環重候、二二小子儀も今十四日無事帰着仕候、乍憚實意易思召可被下候、扨逗留中者いつもなから御厄害ニ阿津かり、万端御高配被成下千萬難有仕合ニ奉存候、就而者此度運帰候飛脚之人より利金百五拾兩、外ニ式拾兩也、陶器代之内、都合百七拾兩也差送申候間御改御受取可被下候、將又御憐家貴君ニ別紙差出可申答ニ候得共、何角取紛御無礼仕候、乍憚宜御竊聲可被下候、生蠟直段之儀當節三匁七合之由承候、任序御噂申上候、先者御礼旁申上度、取紛以愚札早々如此御座候、御老母様御内室様皆様方へも乍末筆可然御傳達奉願上候、恐惶謹言

四月十四日

原屋
清右衛門

武富熊助様

No. 98 はふたたび原屋清右衛門からの送金状である。生蠟の値段を知らせているのは、下関が蠟の北国方面への集散市場であつたことと関係があると思われる。

No. 99・No. 100 はともに原屋善吉のものである。

No. 99

尚々御頼申上候酒入用服たんぼ御座候得者老ッ可被下候、以上

一筆啓上仕候、秋冷之節御座候處、先以御家内様益御揃御勇健可被遊御座目出度奉存候、次ニ私義無事相勤申候間乍憚御安意思召可被下候、扱又當春者おすえさま御上京之段目出度奉存候、御下り之節御無事御帰宅被遊候与奉察入候、

一御親父栄助様へ宜敷御傳聲奉頼上候、先者右御見舞旁以愚札如斯御座候、恐惶謹言

閏八月

原屋
善吉

武富熊助様

No. 100 「西肥

武富熊助様

平安要用書

原屋内
善吉

尚々申上候、追々暑さきびしく相成候間、御母様御用心專一ニ奉養候、以上

一筆啓上仕候、大暑之節二御座候處、先以御家内様御揃御勇健可被遊御座大悦至極ニ奉存候、次ニ私義無事罷在候間御安心可被下候、然者春之頃者永々御世話ニ相成申候、此段御札申上候、乍末筆質場御家内中様江御傳言宜敷御頼申上候、先者時向御見舞旁以愚札如斯ニ御座候、恐惶謹言

六月十六日

原屋内
善吉

武富熊助様

以上、No. 62 から No. 100 まではいわゆる旅商関係の分である。地域的に分類すれば、

筑前——叶屋嘉七、脇浦半次郎、田中屋忠次郎、塩屋定重、掛屋

三郎平、蛭子屋久五郎、吉野屋儀兵衛、萬屋治左衛門

(山鹿世話人中)、綿屋幸右衛門、田中屋忠兵衛、魚屋

与平

博多——紙屋治郎吉・弥兵衛

下関——原屋清右衛門、虎屋安右衛門、櫛屋庄右衛門

伊予桜井——山本屋覚藏

土佐——田村屋幾三郎

備前児嶋——福昌丸嘉市

新潟——播磨屋勘三郎、亀田屋十藏・栄三郎、布屋忠吉(同三之

助)、酒井屋清吉

紀伊——嶋屋常五郎

大坂——細川喜十郎、鴻池庄兵衛店

(不詳) 具足屋半次郎

有田皿山関係の書状等

No. 101

一 柳絵本皿 (四十 覚) 百四十

一 寶絵小皿 (五十 九十) 百七十三

一 留り小皿 (六十 百六十六) 四百ツ
(瑞瑠) 式百六十六 四百廿二而候得共式十不足也

右之通差下申候、御請取可被成候、惣して先達而御申上置通之勘定ニ而今日ハ皆濟御算用被成御加し可被下候、深々奉願上候、以上

四月朔日 伊三郎

七太郎様

差出人伊三郎の皿類の送り状であり、同時に代金の決済を求めたものである。例を柳絵本皿にとれば、百四十箇のうち、八十箇は上、四十箇は間(七懸)、二十箇は引(五懸)で算用したであろう (No. 79 参考)

No. 102

一 龍割へ (八寸井 覚) 請取 五ツ 下也 夫常助

一 山水へ (火鉢) 請取 三十 夫常助

一 唐花へ (角弁當) 請取 六十式 倉吉

一 薄用へ (和へ物) 請取 五百十 常太郎

一 柿じ割へ (極真仙茶) 請取 式拾四 夫常助

一 龍濃へ (同) 請取 三十 下也 夫同人

一 口紅桐へ (火入) 請取 三十式 常助

一 竹割 (湯吞) 請取 十 卷ツ不足 夫熊太郎

一 復書へ (和へ物) 請取 三十卷 式ツ過上 同同人

右之通御受取可被成候

十月朔日 八兵衛
武富様

八兵衛よりの書状。請取印は武富側のものであろう。「式ツ過上」などはその時の加筆である。「卷ツ不足」

No. 103 「武富七太郎様
尊下

立林峯吉

(ママ)
昨日ハ詰構之海草被下忝厚禮申上候、乍憚御内方へも御禮御傳聲可被成下候、
左御座候而昨日卯平次を以て御相談候金之儀、反用ニ付極々難渋之參掛リ御
座候条、何卒此人ニ而御情借被下成度偏ニ奉頼上候、先ハ右為可得御意早々、
以上

四月朔日

No. 104 「武富七太郎様
貴下

立林峯吉

先日ハ御出浮被下候得共大形之いたり御座候、然者當月も月限ニ相成候得共、
内輪彼是と繰合も有之候条、何卒金拾両今日限り御情借被成下度御相談申上
候、至而極々之儀ニ御座候条、宜敷かへす(番)奉頼上候、其砌相談置候油此
人ニ而被仰付可被下候、惣而捻割并式ばん七ツ三ばん十過上ニ御座候故則差
下シ可申候、御請取可被下候、先ハ旁為可得其意早々以上

三月廿九日

No. 105 「武富七太郎様
御尊下専用

立林峯吉

熊与得御意候、久々御疎遠ニ罷過失敬申上候、然者先日ハ外尾釜揚之儀ニ付
而納銀方御相談差遣候得共、其御元衆中茂増運上銀之儀ニ付打寄御吟味中ニ

而、此方へ御出浮被成下儀さえ不相叶御振合ニ而、納方之儀も御情借之段御
断被成被申候、然し節句前ニハ少々なり共御借用可被仰付、則節句前たそ差
遣可申候段被仰越忝承知仕候故、幸平兵衛殿御宅御出之よしニ付、何卒金五
両御取替被下様御相談被成下度類越候得共、昨日迄何たる沙汰も無之候故、
定メ而空敷罷帰リ被申哉与推察いたし候得共、為念平兵衛殿及尋問ニ候所、
折節他行之由ニ而一向有無分明不致、夫故此者懇々差遣申候条、何卒右金庄
屋元々も折(ママ)之催促、又ハ節句肴代とても不速御座候間、御情借之程くれ
(足)奉頼上候、撰方之儀も夫(ママ)相整置申候条、御出浮之程奉希上候、以上

三月六日

この立林峯吉は南川原の釜焼であつた(『肥前陶磁史考』三五七
頁)。これら三通とも武富七太郎との密接な關係を物語るものであ
るが、とくにNo. 105は注目される。概要は次のとおり。

先日、外尾釜の釜揚げにさいし所要の納銀(運上銀)の借用をご
相談申しましたが、そちら(伊万里)の方々も運上銀の増賦対策に
つき協議中のため、こちら(有田)へのお出かけさえ無理な状況と
のことで、右の納銀借用もお断りなさいました。しかしながら(賃
銀などの決算が必要な)節句前には少々は貸すから誰か人を遣るよ
うにとの仰せにしたがい、さいわい平兵衛殿がお宅へお出でになる
と聞き、ぜひ金五両の貸与かたを相談して下さるよう依頼致しまし
た。ところが平兵衛殿からは何の音沙汰もなく、いまは他所行きて
かで不在、いっこうにはつきりしませんので、改めてこの者を遣わ

しますから、くれぐれもよろしくお願い致します。庄屋からも納銀を督促してきておりますし、また節句の肴代などにも不自由していません。釜揚げしました焼物の撰り分けも済んでおりますので、どうぞお出でをお待ちします。

釜揚げ時の運上納銀に関しては『有田町史』陶業編Ⅰに述べられているが、それすらも従来有田釜焼は伊万里の商人に依存している面があったのである。もちろん伊万里商人としては焼き上った製品を取ることを前提として貸し付けたのである。釜揚げを知らせ、来山を期待するなど、その関係なしには考えられないことに属する。「節句前」に要する金、「節句肴代」の金などの融通は、伊万里の商人と有田の釜焼との間にはごく当り前のことであつた。

No. 106 覚

一金拾両〇五勺五

右之分納方有之候処、内金五両此者江御借可被下候、以上

九月廿一日 嘉平[㊦]

茂十様

No. 107 「伊万里」

武富茂十様
要用

外尾山
青木嘉平次

向寒冷之處、弥御堅勝之由玆重奉存候、然者先達而申上置候銀談一件ニ付佐賀表江罷越候處、下拙茂成丈与存、餘程働心配仕候得共、此節之儀者一圓行届不申候処、就而者供日仕舞方差支候間、何卒尊公様當節之儀者御操合せ被成、何程成共金御恩借被下度與、御相談仕候、猶又先日茂申上候納方之儀者五両丈ケ之処御借被下奉頼上候、定右衛門様茂當時之処者指詰リニ而御座候間、是又深く及御相談候、以上

九月廿一日

ここにもまた、「納方」に要する金の借用願書がある。青木嘉平次は外尾山の釜焼として名があつた（嘉永六年没。『肥前陶磁史考』五七五頁）。定右衛門については後述。

No. 108 覚

一書物絵 中皿

一書物絵 同物

一書物絵 同物

一書物絵 同物

一書物絵 同物

一書物絵 同物

一書物絵 同物

一書物絵 同物

一書物絵 同物

一書物絵 同物

一書物絵 同物

一書物絵 同物

一書物絵 同物

一書物絵 同物

一書物絵 同物

一書物絵 同物

No. 109

十一月廿九日入札 覚

一、三貫七百八拾壹匁三分

内三百〇式匁五分 八部引

正三三〇四百七拾八匁八分

一、九貫六百拾〇匁式分五厘 組物代メ高

内貳百八拾八匁四分五厘 三部引

正三九三三百貳拾六匁八分

合メ拾貳メ八百〇五匁六分

十一月廿九日 内金壹両 手附

十一月十四日 同五両 菊三郎行

十二月四日 同五両

同十三日 同五両

メ金拾六両

代九メ六百目

残り三メ貳百〇五匁六分

十二月廿四日入札メ高 一、八メ九百四拾七匁式分五厘

内七百拾五匁七分二厘 八部引

引八メ貳百三拾壹匁四分五厘

十二月廿四日 内金壹両 手附

同拾貳両

正月廿九日 同貳両

メ拾五両

代九メ目

引 過上七百六拾八匁五分五厘

差引

残り貳メ四百三拾七匁五厘

九月廿一日 内金三両 菊三郎手附也

残り六百三拾七匁五厘

外二十月十八日賣 三ツ

芙蓉大井 巻ツ

三三三 百三拾八匁六分

右之通相見申候間、猶又御引合見被下、此者江勘定残り被仰付被下度奉御頼 申上候

二月廿八日 久太店

⑦様

右の二通は有田の釜焼ないし商人からの取引勘定書のたぐいと思われる。「久太店」は久富太兵衛店か。

次に伊十二通、峯藏一通をあげるが、彼らは後出の平太郎（川浪）を含め、相互に深いつながりを持っていたことが窺われる。

No. 110 「武富栄助様

伊十

火急要用

以手紙得實意候、御蔭ニ絵薬用達奈奉存上候、然者御病氣御加減如何ニ而御座候哉御覧申上候、就而ハ中樽釜七日八日ニハ火入ニ相成、右釜ハ番積入可仕候間、左様思召被下度、右釜揚ニハ直段不仕候共平太郎殿同様直ニ相下シ

(候)
可申候、併シ先日差上置手形通ニメ、右八番當金子五両丈、反の木代等ニ付
急場ニ而御恩借被下度、小樽釜六日ニハ揚リ可仕候間、右釜揚ニハ直ニ相下
シ可申候故、此釜當ニ金子五両、都合金拾兩丈御恩借被下間敷哉、此段乍署
儀御相談旁々如斯御座候、早々頓首

十一月二日

(別紙)
小樽釜積入之分

一金丸上から花へ
丸中

百廿

一から艸へ
うかい

百十

一銀杏から花へ
反中

貳百〇五ツ

一から菊□へ
丸小

百廿

一さくら詰へ
丸小

百廿五

一から草へ
吸物わん

百ツ

一薄葉へ
十両入

百六十

一鶴へ中皿

七十

一から花へ
小せん茶

三百斗り

No. 111 「武富栄助様
要用

伊十

以手紙申上候、然ハ峯吉殿分差上候通、釜之儀も書載之通相違無御座候、絵
薬代所望之儀も左様被成下度候、何とも私存可仕候間此段奉願上候、何連御
面之上万端可申間、先ハ為存之一筆差上申候、以上

八月十一日

伊十(このころ有田大樽に林伊十なる釜焼が知られる。『肥前陶磁
史考』五七五頁)のNo. 110は、①絵薬入手の札、②中樽八番釜に積入
れ、当七八日ころ火入れ予定、③右釜揚げの品物は平太郎同様、す
ぐに下す。この八番釜(の焼物)当てに五両の金を、木(爐木)代
など緊急に必要であるので借用願、④六日に予定の小樽釜の釜揚品
もすぐに下しますから、この釜当ても金五両を、合せて拾両の借
用願を内容としている。

No. 112 「武富栄様
(助)

内々要用

峯蔵

以手紙得貴意候、然者商も不仕候内申上兼候得共、此節中樽釜三番・前釜四
番積入申候處、今朝平太郎様御買入之絵薬、伊十様与咄合之上壺斤買入申候
間代金四兩三步之直段相立候處、此度者此絵半斤丈二而よろしく御座候条、
右半斤丈御預り置、代銀四兩三步丈御恩借被下間敷哉、何卒偏ニ奉希候、先
ハ乍署儀御相談旁々如斯御座候、以上

八月十一日

追而申上候、□細之儀者伊十様存人ニメ被成下候様御頼申上候

峯藏も中樽釜三番・前釜四番に積入れするほどの釜焼であるが、これまで武富栄助との取引はなかった。平太郎保有の絵葉を壱斤、代金四両三步で買い入れたが、実際にはその半分しか要らないので、貴方のほうで残りの絵葉半斤を預って戴いて、金四両三步（平太郎へ支払）をお借し下さい——と。前の伊十と親密な間柄であった。

No 113 「イマリ

武富栄助様
急用

佐兵衛

先日者御入来被遊候處誠ニ大方千万奉存候、然者當節焼物代ニ當金七両丈御恩借被成下度、錦もの代ニ當廿両丈今日御恩借之程偏ニ奉頼上候、外ニ古金貳両丈此段偏ニ御相談申上候、以上

六月廿九日

⑦様

⑤

⑤佐兵衛がどこの釜焼であるかは分からないが、ともかくまず焼物代当てに金七両、さらに錦もの代当てに二十両、合せて二十七両の借金、加えて「古金貳両」も相談する。

いわゆる古金に関連しては、No 50（棚揚）などにも「慶長金や「甲州金」とかが見られた。これらの古金にははたして何に使われたのであろうか。

No 114 「武富栄助様

急要用貴下

深海喜三郎

先日者御出浮被下候得共、乍例大形千万ニ奉存候、然者其砌御約定申上置候通、今日ニ限反的急場之節御座候間、何卒御相談前之通此者ニて御恩借被下度奉頼上候、此段御相談得貴意度如此御座候、以上

霜月廿二日

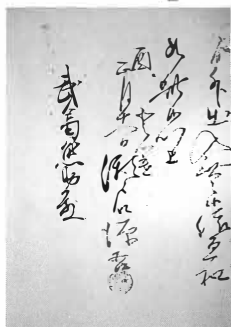
深海喜三郎はのちの平左衛門（『肥前陶磁史考』五七二頁には前名喜三とある）であろう。

No 115 「武富栄助様

富村森三郎

別紙入

寒冷之砌ニ御座候處、愈御安康可被成御座珍重奉存候、然者私罷出御相談仕答ニ御座候得共、十五日



登心遺瀬戸口源吾(中樽)の受取証

前二而何分難相迦御座候間、乍略儀以愚筆御相談可申上候、訳者反的之儀ニ付甚難渋罷在候間、別紙之通ニ、何卒御恩借被下候儀ハ相叶間敷哉深重御相談可申上候、何連貴願上、先ハ御相談迄

富村森三郎は赤絵屋（『肥前陶磁史考』五三三・五九一頁）。

No. 116

「伊万里」
武富栄助様
貴下御直披
仁戸田平藏
柳瀬平左衛門

以手紙致啓上候、先達而者久為一件ニ付御人被下候ニ付、我々取捌、いつ連与御返答可仕覚悟罷在候處、久富の世話方相断候様申来候ニ付、於我々二而も難落合奉存候へ共、銀業之義ニ候へハ不得止事破談仕候間、以後之義者御相對ニ相成候通御知らせ申上候、何事も其内期御面置可申述候へ共、御知らせ申上度迂々如斯御座候、以上

三月廿九日

「久為一件」、「銀業」と言うから、何か久富家と武富家との金銀上のもつれを仁戸田平藏・柳瀬平左衛門（大樽の商人。『肥前陶磁史考』五八七頁）が調停に当たっていたものであろう。それが不調に終わったのである。

No. 117

「至伊万里」
武富栄助様

急用御内談貴下

有田
深川森太郎

栄助様 森太郎

益御安康可被成御暮珍重御儀ニ奉存候、然者先達而銀談之節被仰聞、其末愚父罷帰リ候ニ付御咄し之趣申候所、此方二者金子持合無御座候へ共、利足月老部式朱半ニ而宜敷御座候ハ、脇方よりも銀調仕差上可申候様申談仕置候、乍然右利足之儀思召もいか、奉存候得共、折角御申談ニ付此段御懸合申上候、先ハ此段為可得貴意如是御座候、以上

二月十四日

尚々慶長金式ア御送被下忝御厚禮申上候、いつ連其内參上以万々御禮可申上候

武富栄助の「銀談之筋」（借用）に対する返事である。森太郎はのちの（八代）深川栄左衛門真忠であるが、書中の父七代栄左衛門が存命中であつて、しかも「脇

方より銀調仕り差上げ申すべく」と言う。ここにいわゆる「脇方」は何人であつたか。これに答えている文書が既出No. 59およびNo. 58であり、鶴丸清右衛門にほか



深川森太郎（栄左衛門）の封書

ならない。ついでに言えば武富家の棚揚史料No.52以下にある「深川」よりの借用も、あるいは同質のものであったかも知れない（鶴丸氏は有田本幸平の絵葉屋（商人）として見える。『皿山代官旧記覚書』）。

No.118 『武富栄助様

光太郎

急要用

任幸便一筆致啓上候、罷出御相談可申上候處、委細此人江申合申上候、然者此節中樽金平太郎殿積合ニ半間積入申候處、近比申上兼候得共、金子少々御恩借被下間敷哉、尤品物釜揚げ之上極上之内差上可申候間、何卒奉頼上候、先ハ此段乍畧文御相談旁如此御座候、

五月二日

やはり金子借用の申入れである。彼は（川浪）平太郎の中樽の釜に半間分を積み入れた釜焼であった。品物は釜揚げのうえ、極上のものの内から差し上げる、と言う。彼と平太郎との間柄は、つぎにあげる川浪平太郎の書状からも察せられる。すなわち、

No.119 武富熊助様

川浪平太郎

要用費下

以手紙啓上仕候、然者光太郎家居□數銀之手形其元様江相預ケ被置候處、此節元家主分金子相捌候故、右數銀之手形今日此人江相渡可被下候、左候得ハ手形引替金子受取早速指送候間、左様思召可被下候、
次ニ節句前送り被下候金子三拾兩包之内式兩式不足ニ御座候故、式拾七兩式ア之請取

三月五日

此段御点合可申上候、先ハ如斯御座候

(イ)「數銀の手形」とは何か。光太郎へ家を売った人が元の儘住むについて差し入れた數銀証書であらう。光太郎が家を買取る資金を武富家に仰いだので、その証書は同家に預けられていた。このたび元家主が買い戻すので、數銀証書は光太郎から元家主へ返す、と云々。川浪平太郎がこの世話を焼いているのである。(ロ)節句前の送金三十五両に二両五合の不足があった。

上幸平の釜焼である川浪平太郎の栄助・熊助へ宛てた書状はなお三通ある。すなわち、

No.120

「到イマリ堀端へ
武富栄助様

御内要用

從上幸平山
川浪平太郎

以手紙得御意候、然者此地乍白儘昨日差遣候亘リ御聞啓被成下候而被遣被下候亘リ難有仕合奉存上候、就而ハ繪葉飛切壹斤清天印式斤粉藥壹斤ノ四斤今日此者ニ而御恩借被成下度様深々御頼申上候、先ハ右御相談申上度如斯ニ御

座候、以上

四月廿五日

No. 121 「武富熊助様
要用尊下

川浪平太郎

以手紙啓上仕候、薄冷之節御座候処、弥御堅勝被成御座珍重御儀奉存候、然者繪藥八斤持セ指送り申候間御改御請取可被下候、就而ハ金四拾兩御恩借可被下候、委細之儀ハ先達而上繪藥御目ニ懸候品右金を以買入仕候間、左様思召可被下候、惣而ハ此八斤之繪藥も直段も不定候得共、今日右金急用ニ付為質物ニ而御座候故、是非今日右金御恩借可被下候、先ハ御出之上御相談可申上候

No. 122 「武富熊助様
貴下

川浪平太郎

以手紙啓上仕候、然者先達而御相談申上候金子五拾兩包、封印切相改申候処五拾貳兩御座候故、先以御点合可申上候、惣而者間合苞金も相附不申候故、何方江相預ケ五拾兩取替付申候故、何卒今日金子五拾兩御借被成下候半ハ、明日早速^〇取戻し直ニ持セ指上可申候間、何卒御相談通御聞届、今日此者ニ御恩借可被下候様奉願上候、先ハ早々如此ニ御座候

正月廿八日

まず、No. は絵葉の貸与申し入れである。「飛切」・「清天印」および粉葉、合せて四斤であった。価格差までは分からない。

No. 121は、逆に自己保有の絵葉八斤を質物にして急用の四十兩借用を申し入れたものである。値段不定とは言うが、四十兩で買った上絵葉八斤は、一斤につき五兩である。

No. 123 「武富熊助様
尊下急用

毛利常吉

愈御安康被^遊成御座珍重之御儀ニ奉存候、就而者先達而罷出、大キニ預御世話、忝御厚礼申上候、扱其砌ニ御噂仕置釜揚げ仕候處節角相待罷在候、夫故惣々老人差立申候故、甚申上兼候得共、金貳拾五兩丈反的差支候故、何卒此者江御恩借被下度、伏而御相談申上候、先者右之段よろしく御頼申上候、以愚筆早々如斯御座候

毛利常吉は有田中ノ原町の商人。やはり支配下においていたと思われる釜の釜揚げにともない、当面必要とする金の融通を頼んでい

No. 124 「熊助様
専用

松助

一筆啓上仕候、然ハ昨日此者差遣候処、今日此地御越之由被仰聞候得とも、今日雨天其儀無覺束、自身罷越候而對談ニ而得与談合可仕奉存候得とも、釜至而□敷、又々此者を以御相談申上候、就而ハ年明〆借受之金都合拾壹兩ト繪藥、合金拾四兩壹ア式朱与相成候処、昨日拾九兩余与被仰聞候由、惣而ハ年越御恩借金五兩之処御立被下候哉与推察仕候処、右金之處ハ發端其儀被仰聞候由、右金之処ハ此節相立候而ハ釜難行届、且旧年分引合如何相成候哉、對談ニ而成形相附可申儀常助殿ニ而申遣候処、其段御聞入被下候由、常助ニも被申候処何分ニも行届兼罷在候条、何卒御相談通今日御借可被下奉頼上候、猶委細對談之上万々可申述候、以上

二月十六日

No. 125

熊助様
急専用

松助
常助

一筆啓上仕候、然ハ釜急々ニ相成候処、常助殿罷越可被申之処、一昨夜婚禮ニ付此者を以御相談申上候、就而ハ木代其外急々火急之儀御座候条、常助御相談通見渡金式拾五兩之辻、何卒今日此者ニ而御借可被下奉頼上候、委細申含遣候条宜敷御聞取可被下候、先ハ右愚筆を以如是御座候、以上

二月七日

追啓度々此者預御世話乍末筆忝御厚礼申上候、以上

有田の釜焼には違ひない松助・常助の、ともに借金の申し入れであるが、No. 124のほうにはどうにも文意を把え難いところがある。

No. 126

「武富熊助様
玉机下御直披

八兵衛拜

以手紙可得御意候、御尊家様愈御清榮被遊御座珍重之御儀奉賀候、然者先日引合焼物代百廿壹メ三百目余り相成申候處、當節句仕舞方用ニ付、金百四拾面丈御借被下度御相談申上候、且又今夜火入釜老間積込申候処、左様御承引可被下候、此段御相談迄早卒御座候、已上

四月廿八日

さきごろ引合いの焼物は百廿壹貫三百目余に當った。このたび節句算用に必要なから、ひとまず金百四十兩だけ支払って欲しい。なお今夜火入れを行った釜に老間分を積み入れております、と。

No. 127

覚

一金拾兩四合七勺壹五

右之通儀三郎殿納方、何卒此人ニ而御借可被下候、以上

九月廿一日

定右衛門

茂十様

定右衛門は外尾山の釜焼。じつは後に紹介する天保十年以降を記した武富家の大福帳にも彼の名は頻出し、同家からの資金供与の状況が知られる。いま、少しばかり例示すれば、

(天保十二)
六月 十日 金 三両 一ヶ月分利六匁
九月 十二日 〃 五両 (二ヶ月分) 利二合
〃 〃 六両 (三ヶ月分) 利三合
(天保十四)
七月 八日 〃 十三両・灰二俵
〃 〃 〃 六両
九月 十一日 〃 五両 利二合
〃 廿一日 〃 五両二歩
十月 六日 〃 三両
△燒物代二出ス
△三兩燒物代・三兩儀三郎
△儀三郎・伊右衛門兩人前納方當
△伊右衛門かし
△嘉平次納方當ニ、十月十四日釜ニ引合

たんに利付き貸借にとどまらず、「釜ニ引合」、「焼物代」などがあるように、焼物現物による決済が行われていたことは明らかである。定右衛門は儀三郎・伊右衛門ならびに嘉平次(No.107)ら、さらにNo.130の茂助他耆人も含めて、同じ外尾登の釜焼らよりもかなり有力な存在であつたらしいことが窺われる。このことは以下の書状からも項突けるであろう。

No.128 「武富栄助様 松村定右衛門

貴下要用

昨日御相談仕候金子、偕又絵葉両様ながら御恩借之程奉希候、就而者當月亡母三回忌之□相嘗候間、龜物差上申候条御笑納可被下候、呟々如斯ニ御座候、已上

四月廿六日

No.129 「武富栄助様 松村定右衛門

尊下専用

先日者色々相談仕候處、御心能御領掌被下、千萬忝、御蔭ニ釜焼共相續之道ニ移合申候、龜屋之方ハ相繋リ候相見不申、氣之毒ニ奉存上候、就而ハ兩人今其砌上藥壹斤宛買入被下候様相談被致置候様子ニ付、今日右藥御買入被下度奉希候、此段為御相談早卒御仁免可被下候、不具

七月十日

No.130 「武富栄助様 松村定右衛門

貴下

薄暮之砌ニ御座候處、益御堅勝可被遊御座珍重之御儀奉存上候、先達而者御相談之金子御送被下、御蔭ニ入梅前跡釜之手當相届御厚礼申上候、就而者明後晚共火入ニ相成申候条、近比御不笑之至ニ奉存上候得共、金拾兩御借用被仰付被下度奉圖候、釜揚ニ者元利無滞御返済可仕候、惣而者其砌御咄申上置候茂助節角仕立方相成居申候条、絵葉壹斤御借可被下候、焼物之儀ハ皆以貴所様方ニ差上可申候、外ニも耆人釜焼相仕立候条、此人之焼物も振ニ寄候ヘハ貴宅ニ差上可申候、右ニ付近比弥ヶ上之金入ニ付御相談之金子何卒御恩借之程深重奉希候、孰期貴面万々御礼為可申述、此段早卒如是御座候、以上

四月廿五日

この定右衛門は松村姓のひとつである。外尾を含む新村に田畑十数町歩を所有していた地主であり(『西有田町史』下巻二〇八頁)、

有田郷大庄屋でもあった（『肥前陶磁史考』七二〇頁による）松村丈右衛門（明治九年の陶業盟約時外尾釜の登支配人）と同一人と推定される。前記の大福帳には、多くは定右衛門、ときに丈右衛門と書かれている。

No. 131 「武富七太郎様

深川栄藏
座中
内

任幸便一筆啓上仕候、就者近来申上兼候得共、例年之通昨日花見相初メ申候間、御花何程成共被仰付被下度、
此段奉頼上候、以上
三月廿九日

No. 132 「至伊万里堀端

熊助様
中樽
傳吉
要用
家内中

以手紙一筆啓上仕候、先以御家内様益々御機嫌能被遊御座候哉珍重之御儀ニ奉存上候、随而今日川祭り相備候砌、申上兼上得共、右川祭酒代と此者江御仰付可被下



川祭り酒代の寄附を頼んだ（中樽伝吉家内中）

候、何卒此儀宜敷御聞入被下候様、偏ニ奉希上候、謹言

四月三日

「花見」や「川祭り」の花（祝儀）・酒代を請うたものである。

No. 133 「堀七様

急要用其外
深平拜

歳早月廻ニ相成嚙々御多用奉察候、然者夜前御出浮ニ相成申候由、御見舞与存候得共、今日迄釜積彼是ニて不得寸暇、貴君御手透ニ相成候半者以度御出浮被下度奉待候、此段取紛得貴意度早々、已上

十二月廿五日

No. 134 「堀七君

要用其外
深平

歳早月廻嚙々御繁多奉遠察候、然者釜揚之義廿七日廿八日ニハ式軒丈相整可申候得共、残り尙間半ハ年内ニハ揚方不行届、何明春早々之事与愚察仕候、就而ハ當節季仕舞方手支罷在候条、七拾金丈何卒御操合御借被下度御相談申上候、此節ハ貴君様分極真組物大湯吞御座候間金高も大分相増候与奉存候条、右御相談之程幾重ニも奉希上候、扱亦式間ハ揚方ニ相成候故、御手透御座候半ハ御登り之程奉待上候、此段取紛荒辻御相談迄早々呈愚筆候、以上

十二月廿三日

右の二通の差出人は泉山の深海平左衛門であるが、堀七「君」などと呼んでいるから、おそらく明治時代に入ってからのもものと推定

される（平左衛門は明治四年没）。次のNo.135も同じく深海平左衛門の書状と推測される（筆跡も類似）。

No.135

追日寒氣相催候処、弥御安泰珍重奉賀壽候、就而者先達而ハ為御見舞結講之御菓子銘々ニ被仰附忝不淺御厚禮可申上候、扱泉登之義も撰方相整、御登山之程奉待上候条、関安君与も御申談被下、今明日より御登山被下度奉希候、扱亦申上兼候得共、供日離ニて小遣等も手支居候間、今日此者ニて武拾金丈御繰合御借被下候義ハ相叶間敷哉、此段御相談、御案内旁如此ニ御座候、已上

十月四日

No.136

「久富倉助様
貴下要用

武熊

以手紙一筆啓上仕候、就而者昨冬少々調達いたし候金子、何卒此人江御恩借之程、節ニ奉頼候、尚々申上候、御入用共御座候ハ、又々御調達可仕候、此節之一應御決算可被下候、已上

右は、武富熊助から有田中ノ原の久富倉助（のち龍円と改名。『肥前陶磁史考』六八二頁。新村・曲川村などの地主。『西有田町史』下卷二〇八・四三七頁）へ宛てた貸金返済の申し入れである。

私領山関係の書状等

No.137

「武富七太郎様
御内茂十様

黒尾丸浅次郎

極暑之節ニ御座候得共、弥御堅勝可被成御渡珍重ニ奉存候、然者漸釜をも焚仕廻居申候条、明廿六日為御受取御越可被下候、惣而者是迄数十日延引ニ相成候ニ付而内證彼是与差支居、殊ニ當月廿日者私領方運上仕切納定日ニ而有之、納方不相價前ハ釜をも揚方仕候様無之通り、下代引越相詰居申候、右ニ付而ハ非常之調義ニ而ハ此節者正金銀之納方不仕而不相叶、其上来月二日之登り次第火入吟味ニ相成、右ニ付而ハ木代其外反的差支、右旁之次第第二御座候条、明日御越之節ハ金子拾両丈御持參被下御借可被下候、右丈無之而難渋無此上参り懸り御座候条無間違様奉頼上候、誠ニ至而申兼儀候得共、前件之行懸御推察成被下程能奉頼上候、不碎ながら荒辻御相談として如斯御座候、以上

六月廿五日

浅次郎

七太郎様
茂十様

No.138

「武富七太郎様
御内茂十様

黒尾丸浅次郎

封
要用

口上

茂十様二者被成御入来候得共乍例大形之至ニ奉存候、然者其砌茂十様江御噂申上候金子、近来難申上儀御座候得共、焼出過上之外ニ拾両御當被下度御相談申上候、先日御出之砌二者過上金迄ニ拾両之辻御借被下候半ハとふなりニ而相凌、此節之釜ハ焼方可仕与奉存居、松木柴其外之借用向ニも色々申談見候得共、時分柄ニ付而ハ現金之以調物不仕而、此節之釜ニ間ニ合不申候間、何分ニ茂前断之通り都合拾式両丈之辻御借渡可被下候、誠ニ色々ニ而借用相重居候ニ付而者甚難申上儀重々畏入居候得共、実様内證差競居筋有之候条、此節之儀御助分与被思召、拾式両之辻無間違御借渡可被下候、右不被相叶ニ付而者不得止事持内之釜差明ケ候外無御座候、惣而ハ双方之益ニ不相成奉存候条、其亘り御扱取被下、前断之通り埒明キ候様吳々御頼仕候、誠ニ心亭以二者何角相構候儀ニ而無之候得共、実々的^(込)用之筋ニ差^(迫)責り居候条、何卒無間違様深重奉頼上候、此段御相談仕度已、乍不碎以愚札早々如此御座候、已上

五月十五日

浅次郎

七太郎様

茂十様

No 139

「武富七太郎様
貴下専用

黒尾丸浅次郎

卯月廿七日

金七両渡置

夫藤十

態与以忝人致啓上候、然者此節焼物代之内、金七両丈立拂ニして、残り焼出

目安前此者江御引合御借可被下候、此節之儀反的之差支申候条、右無間違様呉々御頼仕候

一當春今此方銘々之嘶合ニ付而釜火入延々ニ相成、夫ニ付脇方之釜焼ども餘慶ニ焼物仕立被有、依之當月廿九日火入ニして登り次第間釜相談ニ相成、無據仲間支ニ付而我儘之至申募り候様無御座、不捌ニ付何分持□焼方不相整得氣之毒之行懸り御座候、尤仕屋々次第二沓間なり沓間半なり焼方可仕哉、又ハ節句後ニ持内不残焼方可仕哉、何と申貴公様思召次第第二可仕候条、否此者江御志らせ可被下候

一右間釜焼整候様ニ被思召候半者先沓間ニ極メ、金七両丈別段間釜登り當ニて御借可被下候、左無之ニ付而者是迄之苦レニ而明後廿九日火入相加り候儀何分所存ニ不任候条宜敷御頼仕候、前断間釜之日合両日位イニ差責り居候得者、今日銀間ニ合不申ニ付而ハ、右沓間ニ而も焼方仕候而も差上候様無之候条、思召次第何連与宜敷御相仕候、猶又文通ニ而者不碎、委細ハ此者今御聞取可被下候、以上

四月廿六日

黒尾丸浅次郎はれつきに釜焼である。ただし武雄私領のどの山の釜焼であるか判然としない。

まずNo 137においては、①釜焚き仕舞い、明日受取りにお越し下さい。②それについて、内証差し支え、ことに当二十日は私領方の運上納期限でしたが、未納のうちは釜揚げも許さない、と私領役人(下代)が来て申しております。そのうえ来月二日の火入れも予定されており、爐木などの手当にも困っています。③あすお越しの節

は是非とも金十両をご持参、お貸し下さいますよう、と歎願しているのである。管見ながら、武雄領の山には「掛下代」が配されている（筒江窯の慶応元年再興碑に掛下代橋口儀平の名を刻む）。

No.138においては「焼上過上」が注目される。有田皿山などにおいては（本藩領）積み越し（分）は処罰の対象とされていたが、私領山においては違っていたのであろうか。ともあれ過上分の二両を加えて十二両の拝借を頼んでいるのであり、もし所有する釜を明ける（積入れ不能）ような事態が生じては互いに不利益となる。と言う。No.139の書面の内容は二つに分かれるであろう。ひとつは要するに、この節の焼物の代金を、金一両の立払（？）を差し引いて支払って貰いたい、と言うのである。ふたつは、余計に製作した焼物を焼く間釜の火入れに加わる件である。「貴公様思召次第」と言うところなどは、武富家と並並ならぬ間柄にあったことを示すものであるが、結局、言わんとするところは、差し迫った間釜には加わらざるを得ず、それについては間釜の製品当てに別に金七両を貸して戴きたいのである。間釜は間サ釜である。正規の火入れの中間を利用して焼くことを言うのであろう。『有田町史』陶業編一三六五頁に「間サ仕事」（内職）とある。また前掲拙著五四六頁所引の史料にも「間サ釜」の語が見える。

No.140 「松尾徳次郎様

武富茂十様
急專用

上滝儀三郎

掛長殿帰便ニ而得御意候、弥御無吳之段奉賀候、然ハ爰元一件本ノ役所ヘ相成候末、高橋代官ヘ申付ニ相成、段々御用相懸リ候所、淺次郎壺人差出候由ニハ候得共、徳兵衛并ニ武助、役之者迄罷出候様達シニ相成、節角御用半ハニ而、尚又私今も當所本小路役所、扱又高橋代官所ヘ毎々催促仕罷在候、右ハ此方被成止宿候御親父様方ヘ委細申咄し御承知にて御座候、右ニ付而ハ一々酒有等致シ召置候得共、猶又急埒相頼可申ニ付、左ニ書載之焼物伊三郎長太郎間ニメ壺人早天立立帰リニメ早速持参差送可被下候、何レ催促致シ候ニハ諸進物なくてハ頼方致兼申候

一頭役 武雄文左衛門

一附役 木村利兵衛

一大目付 久間鎌藏

一代官 大隈伊右衛門

外ニ高橋船瀬町弥助

右之人数ヘ鉢井類兎角場太キ品宜敷御座候、尤手頭残しはした物にて宜敷候、何レ立帰リニメ持参可被成候、御親父方ニハ佐嘉帰リニハ又々此方御立寄之約定致置候、其節進物之沙汰ハ仕儀ニ御座候、左様御承知可被下候、以上

三月九日

儀三郎

徳次郎様

茂十様

尚々使イ私宅ヘ立寄らせ可被下候

上瀧儀三郎が、どこの誰であるか、分からず、浅次郎ならびに

「役之者」徳兵衛・武助らについても同様。また「爰元一件」ははたして如何なる事件であつたものか。結局、(武雄領)高橋代官所における一件の裁決を有利に導くため、酒肴などのほかに焼物をそれぞれに贈らうと図っているのである。品物は手頭(見本)の残りやはした(端)物でよく、とにかく大形の鉢・井のたぐいを、と言うのは面白い。

No. 141

「到伊萬里堀邊田
武富七太郎様
別而急用要

弓野山
惣十

昨日者罷出預御世話忝奉存候、就而ハ其御相談仕候松尾三郎左衛門取替筋、仰之通右人江申談仕候處、幸之儀ニ存被申候得共、御存之通長留之末、元來不捌之上ニ候得者、四両ニ而者何分焼立難相叶模様有之候間、御操合も有御座候得共、五両丈之處御取替可被下候、此節ハ私急度請合相捌差上可申候間、此者江無間違御取替可被下候、深く御願申上候、以上

六月八日

弓野山惣十の書状であるが、実は松尾三郎左衛門の借用についてである。

前に (No. 44) 満岡啓助の書状を揚げたが、なお彼の書状が九

通残っている。

まず、No. 44・45の弓野山武兵衛にかかわるものとしては、

No. 142

「至堀端ニ
武富七太郎様
急内用
從弓野山
満岡啓助

從弓野山致啓上候、弥御堅勝被成御座珍重奉存候、然者同所武兵衛儀此節も又々不釜ニ而大難渋之模様ニ相見へ、然半御取合等ニ成候而も格別埒明候儀も有之間敷候間、持釜沓軒先格之通金拾兩ニ而御請取被成、物前沓両成好込ニメ、手形之儀ハ元之通取メ遣シ可申、惣而釜前金三両宛御取替被下候半ハ不相替焼物遣シ被申候様取扱見可申、否相知不申候而者取扱も難致ニ付、否御返事利吉處迄御手帛被下候半ハ、一両日中二者又々同所罷越候用有之候ニ付、幸吉殿荷下シ之者へ御手帛可被下候、此段為御尋如是御座候、以上

四月十一日

No. 143

以手帛得御意候、然者昨日遂談談候武兵衛殿借用筋、差詰拙合候得共何分一金之調義も出来立不申候由被申聞候ニ付、御示談申上置候通拾兩之手形差送候間御請取被下、金三両灰沓俵御渡可被下候、釜之儀も来ル廿一日より火入ニ相成候ニ付無間違御貸し可被下候、此段為御相談如此御座候、以上

四月十七日

満岡啓助

武富七太郎様

No. 144 「七太郎様

茂十様

啓助

以手帑得御意候、弥御堅勝被成御座珍重奉存候、然ハ昨日弓野罷越候處、武
兵衛釜之儀ハ相談通難被成趣御手帑ニ而御懸合被成候趣、右ニ付利吉へ申談
候處、申聞候者、金五両ニ御負被下候半ハ釜揚げ毎ニ金貳歩宛拂方可仕趣、惣
而右釜焼物遣し可申ニ付前取替拾兩御貸被下候半ハ釜揚げ之節金貳歩引落ニ
御取合被下候道ハ有御座間敷哉被及相談候、章兵衛ニ者代官定役ニ被仰付候
趣ニ而持釜壹軒之儀も人預ケ候趣ニ而御座候、武兵衛ニも差詰咄合咄合候處、
相談通り之上之儀ハ致得不申趣申聞候、釜焼候後ハ新釜を世話無ニ焼候趣申
聞候ハ、兄弟三人くこり候而安目ニ而買入候工ミと相心得、以之外心底悪敷
もの共ニ御座候、得与御勘弁可被成候

(抵)

一私ニも追々火入相整相整候積ニ而焼物之儀ハ大低出来立居候得共、新山同
然ニ而大物入仕、傳某代等取立候筋も間ニ合不申差支勝ニ有之、就而ハ御無
沙汰之筋も有之候得ハ御相談も申上兼候得共、灰壹駄与先達而虎之助ハ金壹
歩ニ而御預ケ仕置候傳某御貸被下候半ハ御蔭ニ火入相整申候、拂方之儀ハ口
反ならちや又ハ志ゆんかん共ニ而拂方可仕、若又御注文之品も御座候半ハ手
頭御遣し可被下候、先以此段旁為御相談如此御座候、以上

十一月四日

No. 142 は、武兵衛の持釜壹軒(間)を当てに金拾兩を貸し付けて欲
しい(物前に壹両ずつ返済)。また釜前に金三両ずつ借用したい
(焼物と引き替え)と言うものである。たぶんこれを受けてつぎの
No. 143 は発せられたものであろう。「拾兩之手形」などある点が符

合する(灰壹俵が新規に加えられた)。

No. 144 はこれらより前に位置づけられているかと思えるが、武兵衛
の「相談」とはすなわち利吉の、古い借金を五両にまけてくれれば
釜揚げごとに二歩ずつ返済しよう。またその焼物を提供する約束で
拾兩を前貸しして貰えれば、釜揚げのおり二歩引落し(焼物代から
二歩控除)で取引きする、というものであった。

前の No. 44 とこれら新たな書状とがどう噛み合うのか、うまく説明
し難いが、ともかく事態が紛糾していることは十分察しがつくであ
らう。武兵衛・利吉・章兵衛は三人兄弟であり、「心底悪しきもの
ども」であったのか。

ところで、すでに No. 47 において判っていたことであるが、満岡啓
助じしん釜焼であることが改めて確認できた。「傳某」とはそも何
であらうか。

次はおなじ満岡啓助の書状二通であるが、これらは弓野山忠次郎
に関するものである。

No. 145 (表)
至伊万里
武富七太郎様

急要用

(裏)

壱番

從弓野山
満岡啓助

從弓野山致啓上候、然者忠次郎取合之儀段々差詰咄合候處、数十年來之取合

向之儀ニ有之候得者焼物之儀も差遣度候得共、多喜太殿へ段々取替錢相重り過分之借銀ニ付而者、何連同人江篤与相談不致候而者否之返答難致候得共、凡金拾貳三兩無之而者同人江之拂方、偕又元手用、右丈無之而者焼幣難相成ニ付、七兩取替ニメ、外ニ金五兩釜々金貳歩宛之拂入ニメ、都合拾貳兩御取替被下候半ハ多喜太殿借銀をも成形相付見可申由、乍然當時多喜太殿ニ武雄合拾人斗女男大客ニ而何之咄合をも可致様無之ニ付、客人帰リ有之候半ハ早々咄合、何連之通被申候哉、縦令六ヶ敷被申候而も押而致相談、責而焼物共遣シ候通不致候而ハ、當時古方拂方等中々出来立不申候趣、尤其内景氣ニも相成候半ハ少々宛も釜々共ニ而拂込候通可仕、先夫迄之儀者前断之通ニメ取合被下候様被相談候、當時之半、詰催促等いたし候而も忠次郎難洪いたし候迄ニ而銀調之道相見へ不申候間、篤与御勘弁可被成候、尚又私分も多喜太殿へ咄合呉様被相頼候ニ付、同人宿被出候處大取込ニ而何之咄合可仕様無之、四五日之儀者御待可被下候、以上

四月廿九日

No. 146

〔表〕

至伊万里ニ

武富七太郎様

別而急用封印印

満岡啓助

〔裏〕

式番

七太郎様

啓助

從吉田山致啓上候、霖雨之砌御一家様弥御堅勝被成御座珍重奉存候、然者去ル廿九日弓野山忠次郎取合之儀御含之通及取合ニ候處、申答候者、双方親々代分^(マ)之得意ニ候得共、尚又永来不相替致賣買度候得共、近年陶器不景氣之上、両家之賄忠次郎老人之身ニ相懸り、年々月々焼込ニ相成、最早職業難取繫極

難之行懸リニ而、去暮分之繰合必止与差支候処より、初釜焼物之儀も火入不行届所分、多喜太殿へ地行之借銀も有之候得共、重疊相歎キ借り入を以釜々焼立候故、焼物之儀者同人へ相預込置候處、先進而四人連御取合之人々被相捌候ニ付、多喜太殿へ申談、焼物下し方いたし候處違約ニ相成、尤自身罷下り候半者相渡し可申越ニ者候得共、折角疵積ニ而打臥罷在、快氣迄与申候而者家内を始メ繪書細工とも及飢命處分、又々多喜太殿へハ前断之不首尾も有之候得共尚又人頼等を以弥ヶ上及相談、押々焼立いたし来り極難之砌被相救、尤其御方江も數拾年之恩儀も有之儀ニ者候得共、今更自身之口分相談も難致、尤負致丈致返済候半ハ吳儀茂有之間敷候得共、過分之引負ニ付而ハ何連与可仕道無之、乍然其御方弥取合離候得者親古借之筋をも催促ニ相成振合ニ候半者、人頼等いたし申談、否返答可致候得共、多喜太殿内儀聊之事ニ而數十人^(目)家出いたし被居候處、其日野口卯左衛門殿家内其外一類之人々男女拾人斗同道ニ而連越被申、就而ハ多喜太殿一類中も打寄有之響應半ニ候得ハ、一兩日者滞留之趣ニ付而者客帰リ之上咄合返答可仕趣ニ付、其旨手帑相認、武兵衛釜揚ニ誰被差越ニ付其人を以手帑遣シ候様忠次郎へ相渡し置、私ニ者代官所より之達し且又上吉田山へ急達いたし候半而不相叶用事有之、吉田山罷越、忠次郎へ問合候處、武兵衛釜揚罷越候人私を尋被罷出候ニ付、帰リ之砌者右手帑傳可申相心得居候處、承り合候得者遣被罷出候ニ付、右手帑遣し後候趣申聞、手帑差戻申候、就而者右客人とも節句前ニ付三日ニ被罷帰候ニ付段々差詰咄合候處、多喜太殿江も私分咄合相捌呉候様、同人江へ相懸り居候而者至後ニ候而者家屋敷をも奪被取候外無之、何連伊万里へ懸り居不申候而者メル處難決ニ相成候ニ付、同人手離ニ相成候様相頼候趣申聞候得共、右咄合私分仕候道無之、誰相頼咄合被申候様申置、私ニ者繪藥代之儀ニ付多喜太殿江者用事有之、向方分も咄出被申候半者夫ニ付問合せ可申相心得罷出候處、案ニ不違、下地忠次郎分咄合有之たる趣ニ而、同人取合方之儀、今更ニ而者過

分之貸込ニ相成、仕懸り候而及迷惑ニ罷在趣、借又清吉方へ申談取替をもちし罷在候得ハ今更断も難相成ニ付、忠次郎其御方へ之借用筋者年賦等ニも相捌呉候道ハ有之間敷哉被申聞候ニ付、圓三郎今段々借用高之儀も申明候、何連此節者成り形相付候半而不相叶趣咄合候得共、焼物之儀貴公様へ差遣し和談ニ相成候様可仕与者不被申、只々清吉之方難致破談趣一圖ニ申聞候ニ付、清吉へ者伊万里表ニ而咄合ニ相成候趣ニ付而者、仲ヶ間之儀ニ有之候得者、仕込釜焼出入有之、焼物清吉買入候儀相叶間敷、勿論取合手詰リニ相成候而者圓三郎借銀たり共夫々成り形相付不申候而者相済間敷趣咄合候處、右者どうぞ年賦共ニ成り形相付ケ呉候様被申候ニ付、尚又忠次郎へ差詰咄合候而も、昨夕方迄成り形相付不申、今日者日柄ニ付私ニも小田志山内野山上下吉田山用向も有之、昨日夕方より吉田山罷帰申候、就而者前断申上候通之振合ニ付而者、先日も御沙汰被成候通、藤野々清吉方へ吃度問合相成候様被成候半者、清吉ニも買入いたし得申間敷、尚又此方ニ而者忠次郎を稠敷差詰候半ハ、急ニ成り形相付可申相心得申候、尚又急々問合せ否為御知可申上候、先以此段為御知如是御座候、以上

五月五日

まずNo.145における忠次郎は、武富家との間に数十年来取引があり、焼物でもつて従来どおりの関係を保ちたいが、他方多喜太殿からの多額の借金もあり、その方のかたをつけるためにも、すなわち七両は通常の借用、五両は釜揚げごとに式歩ずつ払い込む約束での借用、合せて十二両を拝借したい。これで多喜太殿への負債を片付ける目算であるが、それだけでなく、現物の焼物も遣らねば、とうてい古

い借金までは返せない。となれば、武富家への焼物は遣れないことになる――。

No.146においても縷縷忠次郎の言い分を記しているが、多喜太殿への義理(?)が主であり、さらに後段になって、清吉(伊万里商人か)との関係までが加わって事情がいつそう錯綜してくる。しかし、所詮、武富家に対しては、これまでの借用は年賦返済、焼物は遣れない、と言うのであつて、武富家は前述の武兵衛一件とともに難問を抱えているのである。

前の史料No.57に、既出惣十とともに弓野山多喜太の名が載せられていた。同山の忠次郎が彼への義理を重んぜざるを得ない訳も分かる。

なお満岡啓助の書状三通を、既出分との関連もしかとは理解できないままに、次に掲げる。

No.147「武富七太郎様

満岡啓助

弓野武兵衛殿釜之儀、同人手前今日迄何共不差分候得ハ脇方へ相移可仕様無御座候

一嘉助一件之儀、書中ニ而ハ不差分、近日罷帰、否御咄可申上候、以上
一小田志山下斗今晩今火入ニ相成候由

七月廿四日

No. 148 「武富七太郎様
急内用答 満岡啓助

去ル朔日出之御状致拜見候、如仰漸々暖氣ニ相成候得共、弥御堅勝被成御座候旨珍重奉存候、私ニも明日罷帰筈之處少々隙無事有之、又々吉田山へ罷越、一兩日中罷帰、否承り可申、先以早々如此御座候、以上

四月四日

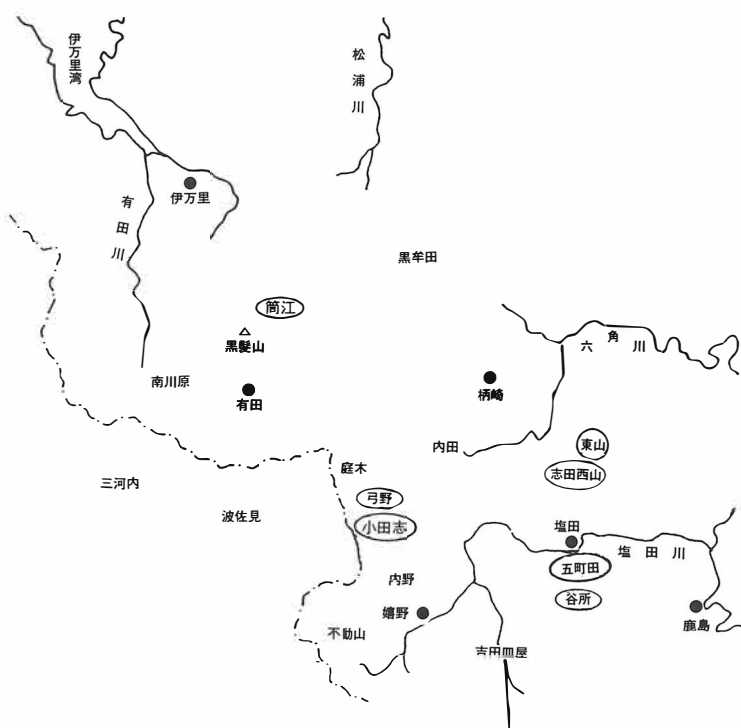
No. 149 「武富七太郎様
急御内用 満岡啓助

尚々御買入無御座候得ハ脇方へ談越し候間、否此人ニ而御返事可被下候
(珍)

任幸便致啓上候、漸々暖氣相催候得共、弥御堅勝被成御座珍重奉存候、然者先日者徳次郎殿江之御傳言立寄相達し申候、早目ニ罷帰候哉夫のミ奉存候、然者弓野山利吉方焼物今晩火入ニ相成候趣ニ付、此節之焼物幸吉殿買入被申候様申談遣し候得者、何分買入不相叶候趣、就而者何方へ相談可致様無御座候間、貴公様御買入可被下候、尤幸吉殿古借年賦度割拂之儀者私致心配返済相成候様取計候得者、同人手前聊差支無御座候間、無御遠慮御買入可被下候、幸吉殿与者御間柄之儀ニ付此手帑を以御釣合可被成候、委細者追々期全面上可申上候得共、先以早々如是御座候、以上

四月朔月

結局、満岡啓助の書状からは彼の本拠を正確に指摘できない。彼の行動範囲は武雄領南部から嬉野吉田山に及んでおり、もしかすると小田志か。



伊万里町人関係の書状等

No. 150 「武富七太郎様

専用事

上瀧金兵衛

以幸便一筆啓上仕候、春暖相催候所、先以其御地益御勇勝之由珍重奉存候、
下拙義二月朔日乗船仕候へ共、誠ニ風悪敷、舟中大延引仕候而、二月廿六日兵
庫ニ着仕、舟上りて同廿七日大坂着仕候、未だ何事も埒阿き不申候得共、
急便ニ而御座候ゆへ入と御志らせ申上候、尚又荷物之義ハ此地ニ而内證賣仕
候と申し候得共（中欠）

尚く申上候、舟かわせ共御座候ハ、井物ならちや類御送り被成候而もそんな参り不申候、
福一や二御聞合せ、又ハ松や其外ニ御尋ね被成候て、舟かわせも店方かわせも御座候（後欠）

兵庫を経て大坂へ登り、そこからこの手紙を出した上瀧金兵衛に
ついて他に手がかりはないが、彼は伊万里商人であると思われる。
持ち登った荷物は「内證売」りするつもりと言うところは注目に価
する。

No. 151 「武富七太郎様
専用

前田孫三郎

No. 152 「堀七様

其外

角吉

秋冷之砌御座候処如何御渡可被成与奉存候、然者近来御不笑之至奉存候へ共、
金拾両御取替被下度御相談申上候、尤十三日頃ニハ何方相廻り候金子御
座候ニ付無間違御返済仕儀ニ御座候、有様川口帳納ニ付而手支罷在候ニ付此
段御相談申上候間、何卒宜奉頼候、以上
九月二日

近頃御相談申上兼候共、古金買入ニ少々手支罷在候間、御引合見御取替可被
下深々及御相談候、追而貴面可申上迄如斯御座候
四月八日

No. 153 「武栄さま

関政

昨夜者御世話相成申候、然ハ近来思召入之程誠ニ恥敷奉存候得共、□金不都
合ニ御座候間、明後迄七両丈一寸御恵被下度、聊無相違指上可申、此段御相
談迄、早々不備

十月廿四日

No 154 「武富栄助様
別紙在中

岡本清吉

金貳兩三歩添テ

尚、古預り御引替可被成候

時分柄嚙々御繁用ニ奉存候、然者旧冬之預り之儀段々延引ニ相成誠ニ申訳茂
無御座候、併シ限目之外者此方今則利足相弁へ差上申候、改御請取可被下候、
惣メ者又候難申上奉存候へとも、預り相改差上申候条、又壹ヶ月御恩借被下
度奉頼上候、偕又別紙手形前是迎も當時柄清算無覚束儀ニ付利足文差上申候
間、不悪敷御承引被下度御繰り申上候、乍書中御相談申候、卒度如斯御座候、
以上

五月三日

No 155 「武富栄助様
貴下

村富

過刻者御面働ニ相成奉謝候、然者其節御相談仕置候通、金拾兩丈此者にて御
借被下度伏而御頼申上候、乍自儘以書中如此御座候、以上

十月廿六日

前田孫三郎は伊万里津の別当（町役の長）であり、また問屋とし
て伊万里川口の船・物貨の出入を管理していた（拙著『伊万里焼流
通史の研究』付録「文久三年における伊万里津の焼物積出」八一三、

頁）。書中「有様、川口帳納ニ付而」とあるのはそのためと思われ
る。

角吉もおそらく伊万里町の陶器商人である。「古金云々」注目し
たい。

関政の名は武富家の大福帳に頻出する。伊万里町の陶器商人のひ
とりである。

村富は村富弥次郎の名でやはり武富家大福帳に頻出する伊万里の
陶器商人である。これらの手紙はいづれも武富家の伊万里商人に対
する貸付の片鱗を覗かせるものであろう。

No 156

覚

一拾兩包

三ツ

一六兩式歩包

六ツ

一五兩包

八ツ

一壹兩々

壹ツ

札にて
百拾兩之辻

右之通講金之内先以指上申候条、御請取置可被下候、以上

七月九日

立石屋

武富様

No. 157 「武富榮助様

天ヶ瀬一郎右衛門
廣田忠藏

尚々茂平ニも今日夕出佐嘉可致旨ニ付同道いたし候人も仕廻方仕居候

近日ハ御物遠ニ御座候、扱岩清請御貫請被下候趣、御蔭ニ而式百両手形之内
二百両丈拂入行届候通相成、右ニ付而ハ残り百両弥八老名之手形ニ相改被具
候様、此節永測手代茂平と申候人へ爰元ニ而相談仕置候、尚又同人同道ニ而
弥八一類之者老人出佐嘉いたし候様申含置候、何卒御相談通、只今八拾両此
者ニ而被仰付可被下候、右金請取手印之義ハ弥八ハ差出可申候、此段乍憚書
中早々、以上

三月七日

町人（商人）のあいだに相互金融のための講（頼母子講）が盛ん
に行われた。No. 51以下の棚揚表にも少なからず講懸金が見られたと
ころである。No. 157は、詳細の事情は不明だが、岩清は伊万里町人で
あった。永測は佐賀城下の町人であると推測される。

No. 158 「武富熊助様

立石源之助

貴□

先達而之御紙ニ而承知いたし候得とも、何分銀操作届兼、彼是与心配茂仕見
候得とも一向埒附不申、何卒とて茂の事ニ當月迄御猶豫被成下度、此段御相

談申上候、惣而ハ俵屋福右衛門殿賣もの代者先日手ニ入申候条、此分ハ早速
差上可申積リニ而御座候得とも、叭と善次郎殿江取替置申候ニ付、明日ハ早
々差上可仕候、先者下拙罷出、萬々御面語可申上仕如此ニ御座候、以上

六月廿九日

No. 159 「武富熊助様

貴下 金子副ル 大塚源次郎

御尊書忝拜見仕候、然ハ明日夕御登山之由、金子之義被仰越候ニ付則金子五
拾両丈□条御落手可被下候、扱一昨日ハ大ニ預御世話忝御厚礼申上候、
何連得尊顔萬々可申述候得共、右御答旁如斯ニ御座候、以上

廿九日

○久

堀七様

立石源之助は伊万里町下町の陶器商人。大塚源次郎は同新町の町
人であるが陶商ではない。この場合彼は、有田へ登山する武富熊助
へ金五拾両を融通する存在である（「伊万里歳時記」巻三によれば、
明治四年、新町三十軒の公役米五升六合式夕のうち最多の壺升五合
を出す）。

No. 160 「武富熊助様

御内々急用

血山より
前田治三郎

以手紙啓上仕候、打続之雨天ニ而甚困入申候、然者白川釜揚仕舞ニ相成、扱酒場^(マ)二も日々相待被居候模様御座候、訳而^(マ)二者是非引合不申候へ半而不相濟義有之、夫ニ付野子ニも辻引合今日仕舞次第ニ参上いたし^(マ)二岩^(マ)文引合可致積リニ御座候、右之訳ニ付明早朝より御越之程、偏ニ奉^(マ)二、併し深川酒場ニ者未タ参り不申、何連夕方可罷出積リ御座候、就而者質場卯八江金拾兩一昨ばん取替置中候条、御登山之砌、乍御面働御受取御持参可被成候、先ハ得貴面萬々可申^(マ)二候、呶々已上

五月廿三日

前田治三郎は伊万里中下町の陶器商人。「白川」は今日下白川登と呼んでいる古窯に当る。酒場は、後に深川酒場ともあり、深川(栄左衛門)の経営するところであつたものか。^(マ)二岩^(マ)については不詳。いづれ下白川登に釜をもつ釜焼であつたろう。文末に言う質場とは武富分家の質屋を指す。

最後に揚げるものは、さきのNo.51以下の棚揚書を作るために書き出されたものであり、金銀まちまの儘である。川平・深平らの有田皿山の人たち、いわゆる旅客の人たち、^(マ)二等^(マ)など伊万里町の人たちとの「取前」(貸)・「払前」(借)が記されている。

No. 161

覚

拾壹ノ目

川平拂前

金百六拾兩

深平取前

拾三ノ六百目	佐平取前
金百八拾兩	伊兵衛取前
金六兩	^(マ) 二拂前
同四兩式歩	官藏拂前
同廿兩	実太郎拂
同五拾兩	深平取前
同廿兩	城しまかし
同十兩	長作
日式拾八兩	平藏取前
同百九拾兩〇三步	や
壹ノ〇五六匁	一住
拾七ノ六百五六匁	長
六ノ六百五十匁	嘉十
壹ノ三百目	出平拂
五百目	出福拂
拾三ノ式百目	櫛庄取前
壹ノ三百十七匁	万拂前
四ノ四百六拾目	喜八分取前
六ノ目	^(マ) 二取前
壹ノ式百目	福市や伊八
壹ノ目	(笹取前)
七ノ目	キ栄三取前
式ノ目八百目	(定)取前
式ノ五百目	^(マ) 二登取前

四ノ目 トサ合拂方
式ノ五百目 金拂方
八拾三ノ目 ⑦取前
百四兩壹歩式朱 金取前
百四拾五兩 ⑦
三拾壹兩 小賣

伊万里陶商の基礎的研究 (三)

― 武富家文書・記録(三) ―

前 山 博

前の(一)・(二)においてはもっぱら書状等の文書を通して武富家とい

う陶商の、主として諸国旅商・皿山釜焼らとの間の交渉(焼物取引

・金銀貸借など)の様相を観察した。今回は、これまで幾度か後出

(述)としてあげた同家の僅か二冊残された大福帳のうち、天保十

年以降の金銀等の出入りを書き留めたほうを対象として同家の経営

を分析、その商人像を描き出すことを試みたいと考える。これは、

表紙には「天保十一年正月十一日大福帳」、裏面には「車折大明神、

武富七太郎」と記される(なぜ車折大明神なのかわからない)。実

際には一部天保十亥年十月から記載されはじめ(貸付の返済が翌年

に及んだ分である)、ほぼ弘化三年の末までで終わっている。

さて、当の大福帳の記載の内容といえ、

(一)農民を対象とする米金の貸付

(二)右とも関連ある土地(所有地)関係の米銭「上納」

(三)おもに伊万里・有田の町人・釜焼に対する貸金(付、「貸家」

関係)

(四)いわゆる諸国旅商への貸金

(五)武富家の「借用」

の五項に分けることができ、そして(一)・(三)(貸家を除く)・(四)は未
分類のまま、年月日を追って記帳されている。以下、これを右の分
類に随い、順次取り上げてゆくこととする。

農民への貸付

天保十年の末から同十三年までの間に武富家が行った農民への貸
付はおよそ金二百三十両および米五十四俵余である。

貸付を受けた農民は二十名。その大半は伊万里町から西方の有田
郷大里村川東(現伊万里市二里町大字大里の川東)の農民である。

これらの農民のなかにはかなりの田畠を所持しているものがいた。

1 清吉は金二十両・二十八両取替の抵当として田畠の永代売渡証文

表1 農民への貸付

	居 村	百 姓 名	貸付米金(合計)	備 考
1	川 東	清 吉	金98両	利11両2歩 (内20両ハ永代田地引当 同じく28両ハ田畠永代手数)
2		与 右 衛 門	金39両	利4両8合、内30両ハ田地手形入
3		和三郎・常吉	米10俵	(1俵利8升)利米8斗
4		半 右 衛 門	米3俵2斗4升	料米不足分
5		兵 助	金40両	利2両2合5勺
6		三 郎 兵 衛	金20両	金11両2歩ニテまけ
7		常吉・沢吉	米15俵	利米4俵
8		伊 助	金3両2歩・米3俵	
9		駒 吉	米2俵	
10		長 十	金1両・米2俵	
11		長 兵 衛	米1俵	
12		幸 太 郎	米1俵	
13		善 助	米3俵	
14		乙 奈 郎	米1俵	
15		平 三 郎	米10俵	
16		組 貸 門	金4両・米2俵	
17	大 里	五 左 衛 門	金2両	
18	川 東	勘 次 郎	金4両	犬塚地面ニテ永代手形之代金
19	新田村	貞 次 郎	金2歩3朱	(講金)
20	山形村	勇 八	金1両	

を差し入れたし、2与右衛門は三十両を借りるためにやはり田地手形を差し入れている(ただし永代売渡しとは言っても、元利を返却すれば請返すことができる)。金二十両を借りた6三郎兵衛は西岡姓をもち、すでにこの頃はこの地域では拔群の地主的成長を見せていた(約三十町歩)。彼は利息分まで含めればおよそ半分にまけて貰うという、特別の間柄にあった。

こうした比較的に大百姓と見られる者から、正月に米一俵を借り程度の者まで、上下の較差は大きい。

4半右衛門の場合の借米三俵二斗四升は実は小作「料米」不足分であった。これを、通例は一俵当りの利米は八升であるところを、彼は一俵六升の利米に軽減されているのであるが、ただし田地を引当に差し出さねばならなかった。18勘次郎が借りた四両の金は「犬塚地面ニ而永代手形之代金」と付記されているから、おそらく伊万里下町犬塚伊左衛門へ差し、していた田畠を受戻すための金であったと見られるのである。八谷堀という広大な新田を控えた川東あたりの地主小作関係が急速に進展しつつあったことは疑いない。当大福帳のいわば百姓貸しの記載が天保十三寅年をもって終っている根本の理由は、ほかならぬこの年から佐賀藩において小作料・借金利子の十カ年停止令が布かれたことにあるのである。もつとも地主としての武富家はさほど大地主と言えるほどの集積は行っていない。

(二)の土地関連の「上納」については、丑(天保十二)年から午(弘化三)年までが記帳されている。上納の納付先は各村庄屋であるが、その村村および上納高を略記すると、まず円蔵寺分(伊万里郷町裏村)は納米一斗六升二合、この代銭は一升の値が変わるから、年により一貫百文から一貫六百文まで巾がある。この分はしかし、巳(弘化二)年に米二斗二升五合へと六升余増えたあと、翌年分いごの記載はなくなる。

同郷新田村庄屋分は(丑)米七斗三升余、(寅)御上納米七斗六升余、(卯)米七斗四升余、(辰)米七斗六升八合余、(午)米七斗六升余と推移、大きな変動はないが、巳(弘化二)年だけは上納米の記載がなく、代って(巳十月)献^夫部十五人(代二貫七百文)・また五人分(金二朱)を納めている。これは「御舟屋用^船」と註されるから、この年は格別上納米に代えて、伊万里津に設置されている藩船繋留場の御船屋の労役割当がなされ、その二十人分を代銭納したのもとも思われる。

次のからみ(八谷搦)庄屋納めには二つあって、ひとつは、たとえば五年を例にとると、ほぼ上納米のもとである地米一石七斗六升四合から畠落一斗二升九合を引いた正味一石六斗三升五合を銀に直して百十九匁六分八厘となる。これからさらに補(補引)銀二十八匁三分五厘を差し引いて正味銀九十一匁三分三厘となったものを金

一両一歩三朱と正錢八十文に換えて納付する。畠落とは搦地に特有の「島畠」などと称する畠地の本帳上の地米高から何部落ちと減免するのである。「補」については未詳。寅年はたぶん記帳落ち。卯・辰・巳の各年は同じように推移した。もうひとつの搦庄屋納めは、たとえば丑十二月廿七月の正錢三貫四百五文が「入方分納」とあるように、毎年正錢計算がなされるもので、卯一庄屋弥次右衛門、午一卯右衛門ら、知られる庄屋はいずれも伊万里の町人である(これは八谷搦が成立以来町人地主により所有されていたからであると思われる)。

日尾村(山代郷)分は、丑一米一斗八升余(代錢一貫百五十文)納から午年の本物成二斗二升余・小物成三升余、合計二斗六升余(代二貫四文)まで微増してゆく。

以上が土地「上納」の主なるものであるが、ほかに僅かながら、(寅)川東山方上納五匁八分余、(卯)美濃屋金兵衛屋舗上納金二朱・五錢四百四十三文(別当孫三郎納)、(午)安五郎屋舗丑一巳五カ年分上納不足三斗二升(三貫八文・公役六十四文)などもある。いわゆる上納田畠屋舗関係分は右の如くである。ただか惣計三石程度の上納米にとどまる武富家を土地欲の強い商人であったとはとても言えないであらう。

伊万里町人への貸金

いま試みに、その年ごとの貸金件数をあげれば、

亥（天保十）六件 子（同十一）二〇件 丑（同十二）三八件
寅（同十三）二八件 卯（同十四）四二件 辰（弘化元）七三件
巳（同二）八〇件 午（同三）二三三件 未（同四）五件

で、合計六五〇件ほどに達している。ところがこれを人数であげると、亥五人・子一二人・丑一人・寅二人・卯一人・辰四人・巳四人・午七〇人・未三人となるのであって、これはもちろん一カ年内に同一人が繰り返し何度も取替を受けることが多かった結果である。いま巳（弘化二）年を例にとり、その詳細な状況を見ると（表2参照）、関政（浦郷政右衛門）を先頭にして、じつに頻繁に貸借が行われていることが分かる。

そこですこし個別的に状況を観察してみる。

まず第一に驚くほど回数の多い、したがって合計金額も多い関政（浦郷政右衛門）であるが、彼の名は前に文書・記録(二)のNo.153において既に見たが、「存」分の多いこと、後述する武富家の「借用」関係にも彼の名が頻出していることなどから考え合わせ、彼と武富家との間にはやはり可成り特別であったと見なければならぬ。

このことは程度の差こそあれ、文七・村富・天慶・天童・横尾金

兵衛・吉田兵助・佐吉らにも適合する。重要なことは彼らがいずれも伊万里町の陶器商人という事実である。ここからえられる結論は、数多い伊万里町の陶器商人らは比較的資力のある武富家などに頻りに融資を仰ぐことにより存続しえていたと思われることである。度数は少いが馬伝・十一屋平右衛門・関吉（関屋喜右衛門）・森永作右衛門らも同じであると言えよう。

この天保頃の伊万里の陶器商人の名は「伊万里歳時記」巻之二によつて町別に知ることができ（八十人）、また駒犬塚伊佐衛門家の（天保十三年）江戸積荷根居帳によつてもかなりの数の伊万里陶器商人の名が分かる。いま参考として右の根居帳に現われる商人の名を掲げる（表3 拙著『伊万里焼流通史の研究』二八六―二八九頁参照）

これは歳時記の八十名の八割をこす人数であり、武富家大福帳の弘化二年に現われた顔ぶれの多くをここに見出すこともできる。ついでに言うと、たとえば本研究作業(一)のNo.54（慶応二年棚揚）の、旅商らのあとに続く、春吉から兵藏あたりまでが同種の伊万里商人であると思われるのである。

さて、本旨に戻つて改めて当大福帳の弘化二年を見ると、注目される人たちがいる。すなわち犬塚伊左衛門・田中屋忠兵衛・吉野屋儀兵衛であり、かつ丈右衛門らである。

伊万里町下町の犬塚伊左衛門は「陶器仕入所」を看板とした有力

表2 伊万里町人への貸金(弘化2年)

	人 名	取 替 (両) ※印は同人「存」とある分	合 計
1	一番ヶ瀬武右エ門	20, 1	21
2	文 七	10, 10, 10, 20, 10, 15, 8,*20, 10, 15,*20, 10, 20, 20, 10	185, 23*
3	関政(浦郷政右エ門)	8, 30, 10, 10, 20, 30,*20,*20, 10,*10, 20, 20, 50,*15,*10, 10, 30, 30, 20,*20,*20,*30,*60, 40, 50, 15,*10,*20, 25, 8, 30,*10,*30, 20,*20, 50,*30*	481, 380*
4	犬塚伊左エ門	100, 100, 100, 100, 100	500
5	川原貞太郎	20, 15, 15, 10, 15	75
6	村富弥次郎	30, 15, 50, 30, 50, 20, 50, 50	290
7	重 吉	15, 5, 15, 10, 5, 5, 15	70
8	天ヶ瀬慶十	20, 20, 20, 20, 20, 20, 20, 20, 20, 30, 10, 30	250
9	天ヶ瀬重助	5, 20, 20, 10, 30, 30, 20, 10	145
10	馬場伝右エ門	50, 30,	80
11	平 吉	10	10
12	帛 助	2	2
13	十一屋平右エ門	30	30
14	紅屋直太郎	30, 40, 30	100
15	広川文左エ門	60	60
16	横尾金兵衛	10, 15, 20, 20, 25	90
17	丈右エ門	5, 15, 20, 10, 10, 3, 12, 25, 15	115
18	関 吉	30	30
19	水町佐吉	30	30
20	伊兵衛	1, 3, 1, 1	6
21	吉太郎	1	1
22	小田志樋口悟平	15	15
23	関 喜	20, 20	40
24	為 助	20, 5*	10, 5*
25	吉田兵助	10, 10, 10, 20, 20	70
26	佐 吉	30, 25, 15, 25, 25, 20	140
27	田中屋忠兵衛	60, 100	160
28	吉野屋儀兵衛	100	100
29	佐 七	8, 8	16
30	伊三郎	10, 10, 10, 20	50
31	三郎八	5, 5	10
32	徳三郎	15, 10	25
33	勝之助	4, 4, 5	8.5
34	川浪兵助	10, 10, 10	30
35	政 六	2	2
36	森永作右エ門	15, 30	45
37	岡田新十	11	11
38	岩 清	10	10
39	卯之助	10, 10	20
40	初五郎	6, 6	12
41	魚棚林吉	6	6
42	若松屋	20	20
43	佐兵衛	30	30
44	近兵衛	50	50
45	忠兵衛	20	20
			3879・5両

表3 犬塚家「江戸積荷根居帳」(天保13年)に現われた商人

浜 町	嘉兵衛	上 下 町	常太郎	上土井町	十一卯(十一屋卯兵衛)
新 田	梅五郎		⑤	立 町	立新(新十)
	丸屋与七		黒清(黒物屋清吉)		高 柳
有 田 町	利左衛門(城嶋)		福 弥	下 町	関忠(浦郷忠兵衛)
	卯左衛門		亀 善		犬塚茂次郎
	前 儀	下 町	鹿太郎		犬塚宗一
有 田 町	村 富		はま庄(庄五郎)		
	七郎兵衛	有 田 町	松彦(松尾彦左衛)		
	福寿(福地寿兵衛)	下 町	岩佐(岩本佐兵衛)		
新 田	馬伝(馬場伝右衛門)	上土井町	土井儀(儀右衛門)		
〃	堀七(堀端七太郎・武富)	立 町	新 十		
中 下 町	関喜(関屋喜右衛門)	有 田 町	藤長(藤野長右衛門)		
	大 政	浜 町カ	勝次郎		
下 町	亀屋(石丸源右衛門)	下 町	太次右衛門		
	大さ(大和屋佐吉)		平 喜		
袋 町	袋吉(袋町吉次郎・江頭)	田 端	太左衛門		
	土井幸(幸右衛門)		亀市(亀屋市左衛門)		
上土井町	土井長(長右衛門)	上土井町	本城(本岡城太郎)		
	市三郎	中 下 町	美濃金(美濃屋金兵衛・横尾)		
	紙源(紙屋源右衛門)	浜 町	浜金(金次郎)		
立 町	作右衛門(立作・森永)	立 町	関政(関屋政右衛門・浦郷)		
	松	上土井町	兵次(田中兵次)		
立 町	立卯(立町卯右衛門)	上土井町	土井忠(忠次郎・西)		
下 町	弥 助	下 町	九兵衛		
浜 町	よし兵(吉田兵助)	下 町	勘兵衛(川原)		
	立 平		福島屋		
	大黒屋	下 町	出雲屋(岩次郎)		
	地藏屋	下 町	大治(大和屋治三郎)		
下 町	十一屋(平右衛門)		吉之助		
	市左衛門	下 町	田米(米次郎・田丸)		
	角吉(吉兵衛)		備清(備前屋清右衛門)		

商人である（前掲拙著第五章4節一七五頁以下）。その資金を松尾・牛嶋ら伊万里商人に仰ぐこともあった。ここではこの年武富氏から五百両の融資を得ているのである。前年には百八十両、翌（午）年にも百九十両の借りがある。

このころ伊万里町有田町に店舗を構えた松尾彦兵衛も郊（天保十四）年に、合せて二百七十両からの取替を武富氏から受けている。

武富家の、上は百両を超す高額のものから、下は老両に至るまでの取替（貸付）が行われるに当たっては、期間の長短を問わず借用証文（預り、手形）を取ることが一応原則であった。

森永作右衛門―（巳）九月廿二日金十五両、

「右ハ来十月限之預リニメ、利足六合引落ニメ買入置候、…」

徳三郎―八月九日金十五両、「右ハ犬塚伊左衛門預り、当月限ニ

テ、二歩引落ニテ買入置候」

徳三郎―九月廿七日金十両、「右ハ田中屋忠兵衛預り一紙、十月

廿日限ニメ、四歩引落ニ日限也、…」

みのや―（辰）七月十三日金六両、「右ハ土佐彦平殿預り、…月

二歩引落ニテ買入置候」

よしのや儀兵衛―（巳）九月廿九日金百両、一ヶ月分利一両五合、

メ百〇一両五合、八月廿五日内金百両亀源分受取、手形亀源

江相渡ス、…

前川善左衛門―（午）四月廿七日金十六両、「右ハ六月限り一紙

買入候、但シ利足四ヶ月分一両一步受取…」

森永作右衛門の場合は通例の「預り」であろう。徳三郎の「犬塚伊左衛門預り」は前記「陶器仕入所」犬塚伊左衛門が彼へ差し入れた証書を武富氏が「買入」れたのであり、また、「田中屋忠兵衛預り一紙」は筑前芦屋の商人田中屋忠兵衛が差し入れておいた預り（焼物代）をさらに武富氏が預ったのである。

つぎには、頭初から引落して利足分の確保を図っている点が注目される。しかしこれがすべてに亘っているわけでもないで、その区別は何によったものであるか分からない。なおまた「預り…買入」という表現も面白いと思う。

貸付金の抵当物件、いわゆる引当（物）には色色あった。

1 利左衛門―辰（正月）金十七両三步、「右ハ引当くり綿七本預召

置候」

2 横尾金兵衛―寅八月かし金三十両、「但し引当家居屋鋪」

3 弥平次―寅十一月金百両、「請人治三郎、…下印荷物千俵預り置

候」

4 大吉―辰三月十七日金五十両、「引当ニテ藍五十本預り…」

5（外尾）定右衛門―辰三月十日金十両、「納方引当取替、一月分

利一合五勺、ノ十兩一合五勺、右ハ嘉平次納方ニ四月五日引合」

6 (外尾) 勝十一辰四月金六十兩、「但し絵葉二十斤入拾箱引当、

…外ニ金四兩遣し、ノ六十四兩ニテ、右ハ絵葉十箱買取申候」

7 善兵衛一(辰六月) 絵葉十一斤、代金三兩二歩二朱、「六月廿日

内絵葉二斤渡し、金三歩受取、…」

8 房吉一辰七月七日、「絵葉一箱預り、金十兩取替置候、同九兩遣

候、ノ十九兩ニテ買取申候」

9 勝之助一巳八月十日金四兩、「蠟燭二俵預り、伊兵衛存人、…八

月廿日内二兩入、一俵相渡し…」

1 のようなくり綿(繰綿、木綿の実を綿繰車にかけて核を去ったままの未精製の綿)の事例はかなりに及ぶ。新町久米右衛門は卯十二月に綿十五本を引当に金三十七兩二歩を借りたが、巳三月の「皆済」に至るまで七度かけて返金、その度毎に引当の綿を徐徐に取戻していった。

4 大吉は阿波の藍商人である(後出)。

家居屋舗とも引当にして金三十兩を借りている2横尾金兵衛(美濃金・美濃屋金兵衛、中下町)は、期日に三十兩を返すことができず、五ヶ月分の利金二兩一步のみを払う。同年にもう一度、十一月に金三兩を借り、その四ヶ月分の利息二合一勺六札と、手形を改め

たさきの借金三十兩の元利三十兩九合と合せて、卯二月廿七日にようやく返済をおえることができた。ところがじつは、後に記されているところによれば、この卯二月廿日に件の「家居屋舗、土蔵迄、代金六十兩ニノ」武富氏が「永代買取」っているのである(前の土地屋敷関係上納の部に「美濃屋金兵衛屋舗上納金二朱などがあった)もつともそのご「同人江五ヶ年之処借家ニ差出し置申候、請人浦郷喜右衛門・前田治三郎」、と(浦郷喜右衛門は関喜のこと)。ちなみに、その家賃は年二度払い、すなわち七月に五兩、十一月に四兩二歩と決めている。金兵衛が一ノ二ヵ月遅れながらも何とかその家賃を払ったのは卯・辰・巳と午七月の五兩までであった。「午ノ年七月五兩、此廉分散之節弥次郎講金ニ而引合ニ入」と、分散の語が記される。もつとも金兵衛は借家人となったのちもなお商売は続け、たらしく、当帳においてもその名を追うことができる。すなわち、卯十二月廿五日金十兩(廿五、十一件)、(午)三月廿日金十五兩、同四月五日金二十兩、同五月二日改金十五兩、と。

後の三件の記載状態は次のとおり。

みのや金兵衛一(午)三月廿一日金十五兩、「右ハ四月限ニ預り、利足…引落ニノ買入置、五月二日改テスミ」

美濃屋金兵衛一四月五日改金二十兩(巳十二月廿五日の金二十五

兩のうち——引用者註)「永代帳ニ出ス」

みのや金兵衛―五月二日改、

金十五両、「右ハ預リ

手形ニメ、五月限利足

一ヶ月分ニ合受取置候、

又申延ニ相成ニ付利金

一步受取申候、関五月

十九日受取相スミ」

手形を改めるとは、さきの家居屋舗土蔵までも売払わざるをえなくなる直前にも三十両の手形を改めていることから判断されるように、一口に言えば経営不振の表徴である。また「永代帳ニ出ス」とは、他の事例からも推察できることであるが、要するに借金を棚上げし、よくても利子しか取ることができないことになるのである。美濃屋金兵衛の弘化三年半ばの「分散」（破産・倒産）は間違いない事実である。当帳に彼の名を見ることはいさ一切ない。

ついではながらここで武富家の「貸家」関係について触れよう。

当帳の記すところでは、この頃同家には伊万里町に三軒の貸家があつた。すなわち、

イ元海小路益太郎殿分

天保七年甲子十月

一家居屋舗壹ヶ所

右ハ酉ノ年々寅年迄六ヶ年借家ニ差出し置候、尤家賃一ヶ



永代帳（伊万里町前川家）

年ニ壹両三步、作事之儀者先方々可致定、メ四ヶ年分相済

口貫治殿分

天保九年戊子十月

一家居屋舗一ヶ所

右ハ副嶋文右衛門殿本宅向、卯年迄五年之間、金六両一步

ニメ支配致呉候様相談被相成、則差出し置候故、家賃之儀

ハ一ヶ年ニ付二両一步受納可致事、メ六ヶ年分相済

ハ弥平次殿分

天保十年亥十二月

一家居屋舗一ヶ所、外ニ土蔵一軒

右借家ニ差出し置申候、家賃一ヶ年ニ金二両三步宛、毎年

前受納之事、子年分・丑年分・寅年分スミ、卯年二月十九

日金二歩

ニ益太郎殿分

天保十一年子五月改

一家居屋舗一ヶ所

丑年々巳年迄五ヶ年之限ニメ、右借家ニ差出し置申候、尤

家賃一年ニ金二両宛ニシテ月割左之通受納前ニ御座候、三

月一両・七月一両

イとニとは同一件であると思われる。なぜなら、はじめ酉年より

寅年まで六カ年間、一カ年壹両三步の家賃で貸し、四カ年すなわち子年分家賃まで済んだが、これを同年五月に改定、年二両に値上げし、かつ三月・七月に分納させることとして、翌丑年から巳年まで

の五カ年間貸すこととしたのであった。

したがって実質の貸家は三軒ということになるのであるが、益太郎・貴治・弥平次はもとの持主たちであって、何らかの必要から家居屋舗などを引当にして武富氏から金を借り、借家人となっていた者たちであろう。ハの弥平次分には年数を記さないが、おおむね五年あるいは六年（もつとも益太郎の場合は、前述のわけで合せて九カ年）武富家の「支配」するところであつたのであり、完全な武富家の持ち家であつたものではない。このことを示唆しているのが口の貫治分であつて、武富家からの借金のかたに家屋敷を五カ年間差し出したのであり、六両一步は少ない感じだが、却つてそれが本来一時的な関係であつたことを教えているであろう。家賃は当該家屋敷の広さなどは勿論のこと、さらには貸主と借主との関係如何により決まるものと考えられるが、前述のように相当多額の代金六十兩で永代に売却、借家人となつた元家主の美濃金は年九兩二歩の家賃を支払つた。単純な比較は許されないが、年二兩前後の家賃といい、借金額の比較的に少ない点といい、要するに右の三軒の「貸家」が本格的なものではなかつたことを指示しているのではあるまいか。

以上、武富家の大福帳に材をとり、同家とさまざまな貸借関係を結んだ町（商）人の存在の有り様を描いてきたが、なお追加的に記録にとどめておきたい事例も残っている。

そのひとりは、

からみ武助―丑九月三日金二十兩、「灰買入ニ遺置候、…メ四十
五兩、内二十兩分灰百俵、…」

この灰は杵灰である。こうして入手した灰が皿山の釜焼へ供与されたのであつた（外尾定右衛門の例は本研究(二)のNo.127の解説にある）
ひとりは、

円藏寺源太夫―年間五月六日金三兩二歩、…メ三兩八合四勺五札、
七月十三日内金一兩受取、差引二兩八合四勺五札、右利足荷
下シ帳ニ、而引合改」

おそらくこの（町裏村）円藏寺（現伊万里市立花町）源太夫は有田皿山などから焼物「荷を伊万里へ下す」ことを業とした者のひとりであつたと考えられる。

諸国旅商・皿山釜焼らへ、資金

さて、筑前芦屋の田中忠兵衛と武富家に関しては本研究(一)のNo.25・No.28、同(二)のNo.94において（拙著二四一頁以下にも）知られるところであるが、この年（弘化二）彼は計百六十兩の融資を受けたのであつた。前年には見られないから、この年は資金に苦しんだのであろう（翌午年にも計百四十兩の取替を受けている）。なお彼の場合、元金の返送はつねに大町飛脚屋山下辰十の手を経て行われた。

利息は彼自身の伊万里下向のさいに支払った。

筑前山鹿の吉野屋儀兵衛の武富家との関係を教えるものは本研究(二)のNo.76に既に紹介しておいた。当年の彼の百両金はわずか一カ月半で返済されている。翌午年にも合せて百二十両を借りている。

表2の17丈右衛門は有田外尾山の釜焼である。その書状を掲げて武富氏との関係については既に詳しく見たところであるので繰り返さない。この已一年で前後百十五両にのぼる資金を供与されているのである。

なお、一件だけであるが小田志の樋口悟平の名が見出されるのも面白い(拙著六一〇頁参照)。彼は金十五両を五月に、霜月迄の利足一兩一步付きで借りた。事実、十一月廿七日に「釜二而受取」と記されている。また翌午年にも十両だけ借りている。

この大福帳には皿山釜焼の名が、さきの丈(定)右衛門のほかにひとりだけ記されている。すなわち皿山助五郎は亥年十二月廿二日に金二兩二歩の取替を受けたが、そのさい錦手奈良茶六十二箇などを引当に預けた。そして翌年正月廿八日に返済すると同時に預けた焼物は喜嘉蔵なる者を経て取り戻している。同助五郎は子年二月にも金二歩を借りたが、この時には櫛耆枚を引当に差し出し、間もなく返済している。

皿山の商人久太(久富太兵衛)については武富家との取引を示唆

する史料をさきの本研究(二)のNo.109に掲げた。当帳においても見られる。すなわち、午七月十二日、金十両を借用したが、これについては「右者預り当月廿五日限ニメ、利足一步引落ニメ取買」とある。

「引落」とは元金から差し引いて貸すこと、「預り…買取」とは平たくいえば借用証を差し入れさせたことであり、この表現が当帳には頻りに用いられている点は前にも触れた。注目されるのはこの久太店の借金の返済が皿山の釜(焼物)によって行われているらしい点で、「右ハ皿山上幸平善三郎殿(へ)振付、相スミ」と記されている。同年八月十三日に五両の金を借りたが、やはり同様に「当月限ニメ預り買入置申候、利足二朱引落ニメ」、そして八月廿九日「安吉方江振付ニメスミ」と。さらに同年十月廿日の金二十五両の借用についても「霜月廿日限ニメ買入置候預り、尤利足一兩引落候、十二月相スミ」、同日五両の場合にも「利二朱引落ニメ」、そして「右ハ栄蔵江振向、相スミ」と。もはや、久富太兵衛と釜焼と見られる善三郎・安吉・栄蔵との関係はほぼ明らかであろう。

いわゆる諸国旅商の名も、さきの巳・午の吉野屋儀兵衛・田中屋忠兵衛以外に、僅かではあるが見出される。すなわち、

1 筑前久家平右衛門―子十二月金二十両、「…綿十本引当ニシテ預リ置候」

2 江州松山屋六平、代仙太郎―丑六月廿五日金三十両、「右ハ真綿

注文仕度、代銀ニメ相渡候、正錢六百六十文運賃取替、金二十五兩、右ハ筑前田中屋甚兵衛殿便ニ而差送置候」寅六月引合、相スミ

3 下関櫛屋茂七―寅五月十五日金二十兩取替：

4 鍋屋長之助―巳十二月廿九日金百兩、：

5 伊予三輪屋徳左衛門―午正月金五兩、：

6 かけ屋源兵衛―午二月三日老貫二百五十匁、「深手八寸井五ツ入

老箱： 右ハ掛屋卯左衛門殿便ニ而跡便合送ル」

7 伊予山本屋覚藏―午二月十三日金十一兩、：五月一日金十一兩、

利徳丸合受取、：

8 越後鍋屋長兵衛―午五月三日金二十五兩取替：

9 庄三郎―午五月六日金百兩、利金十兩二歩、元利百十兩二歩、「内、

七月廿四日受取金三十五兩才次郎殿便ニ而、戻り一兩五合

七匁五、：八月廿六日金五十四兩二歩、戻り三兩二合七匁、

大町辰十殿合入、十一月廿日金二十兩亀屋合受取、：

1 は繰綿を旅商が伊万里へもたらした事例（前出）。2 の松山屋六平の名は既に本研究（一）の史料№17に現われた近江日野町の商人である。ここでは多量の真綿の取引が見られる。

下関が伊万里焼の流通にとり重要な中継地としての位置を占めたことについては前掲拙著の各所において詳説した（例えば九一六―

二二頁）ところであり、原屋清右衛門・糸屋安右衛門らの商人の名も本研究（一）・（二）にこれまでしばしばあげられた。この櫛屋茂七の書状一通も同（一）の№15に既に紹介している。

ところで当帳の寅（天保十三）年の後半に集中して数件、「関為替」・「関為替取組」などと記されているものがある。たとえば、イ官藏・善助―六月九日金十二兩：「右ハ関為替差出候、：」

半助―六月十二日金六兩：「右ハ下ノ関櫛屋届ケ之為替取組差出し置候」

口はせ津惣兵衛―寅十一月六日金三兩一歩、「右ハ下関為替取組置候」

右のうち半助の記事が最もはっきりしている。つまり為替手形―振出人すなわち発行者（ここでは武富）が第三者すなわち支払人（櫛屋）に宛てて一定の金額（半助が櫛屋へ届ける焼物代金）を受取る人またはその指図人（半助）に支払うべきことを委託する形式の手形（『広辞苑』）であったと思われる。こうした「為替」の発行により半助らの代金受取を確実にしてやり、そのことによって自己の利（元利）も守ることになるのである。

4 の長之助は越後新潟の商人であり鍋屋を名乗ったものである。7 に鍋屋長兵衛、後出の弘化四末「大福帳」などにも鍋屋長蔵がいる。

6 のかけ屋源兵衛は、掛屋卯左衛門とともに筑前芦屋の商人であ

る（拙著六三一頁）。

9の庄三郎は若松屋を称した筑前芦屋浦の商人である。偶然ながら、当帳に記すところと本研究(一)のNo 24（讃岐丸亀から三十五両の送金ならびに兵庫から飛脚便による送金予告）およびNo 26（兵庫堺屋孫右衛門の副状）・No 35（大町飛脚屋山下辰十の送状）とは対応しているのである。

いうところの諸国商人はもちろん焼物商人であるが、伊万里を含む西海地方への彼らの下り物（荷物）はさまざまであった。

阿州藍屋大吉の場合はどうか。

寅五月朔日初出いご、じつに頻頻と武富氏との貸し借りのある状況から察するに、彼は短い期間ながらこの地方をもっぱら縄張りにもった藍商人であった。その状況を見ると、

寅五・一〇七・一八	百七十両
〇一・一四〇・一一・二〇	百五十両
卯三・一八〇・四・一一	四十五両
〇一・二九	百両
辰三・一七	五十両
巳二・九〇・五・一七	五十八両二歩
〇一・二七〇・一二・二六	百八十両

毎年、およそ二期に分けて上り下りを重ねたと思われ、辰三月の

場合に「引当ニテ藍五十本預り」などとあるからやはり主商品は藍であった。がしかし彼が上り（帰）りに焼物を扱ったか否か今は判断できないのである。

武富家の「借用」

武富家の当大福帳には、貸金に対するいっぽうでは借入金がある。天保十一子年から弘化四末年までのあいだに総計二千五百五十七両二歩である。内には例外的に少額のものも含まれる（預り金などと記される）が、それらを除けば、上は二百五十両から下は十両にまで及び、一件平均は五十二両である。

いま試みにここに登場する人たちと金額を摘記すると次の如くである。

花嶋松三郎	合計三七〇両（十回）
鶴丸清右衛門	一〇〇両（一回）
（鶴丸清右衛門	二五〇両（一回）
深川栄左衛門	合計三〇〇両（三回）
深川栄左衛門	三〇両（一回）
松尾彦兵衛	合計一〇五両（三回）
石丸源左衛門	八〇両（一回）
田中屋忠兵衛	

伊野屋円蔵

一〇〇両（一回）

松尾熊助

合計五九〇両（九回）

立石磯吉

合計一〇〇両（二回）

京屋治右衛門

合計一七〇両（二回）

浦郷政右衛門

合計三五五両（十二回）

花嶋松三郎の場合は二十両から五十両までの間（平均三十七両）、

浦郷政右衛門は十両から多くても五十両の間（平均三十両）である。

花嶋松三郎について知るところは少いが、明治初年の記録（伊萬里

歳時記卷之三）に、弘化二年に梶室壺軒・同振売札壺枚の免許を有

しており、さらに明治四年上中町で唐物札一枚の鑑札を有している。

のち「伊萬里歳時記」の卷之二および三を編纂した花嶋芳樹はこの

家の出であろう。なお武富家の明治二年の棚揚（No.56）にも金五百

両の武富家に対する貸しが見られる。浦郷政右衛門（関政）につい

ては既に触れたところであり繰り返すまでもないが、さきの実に類

繁な借りといい、他方ここに見るような貸しといい、なにかよほど

武富家と深密な関係にあった者であろう。

松尾彦兵衛（松彦）はこの大福帳の卯（天保十四）年ころにしき

りに多額の金を武富家から借りている（計二百七十両）が、武富家

との金融上の関係はそれ以上深まることはなかったようである。

中町京屋治右衛門も明治四年唐物札一枚を免許された商人で、中

町二十六軒の公役米七升七合余のうち壺升五合を負担するほどの存在であった。立石磯吉は今のところ町名は不詳だが、伊萬里商人として佐賀藩国産方の統制する焼物灰を扱う「灰心遣」をつとめたことがある（前掲拙著七八四頁）。

さて、同じ伊萬里町人の石丸源左衛門（下町）は屋号を亀屋・亀源と称し（前掲表2）、陶器商人としても重きをなしていた証拠に、諸国旅商らの送り届ける焼物代金を集中掌握・配分するいわばセクターの役割を果たしていた（前出吉野屋儀兵衛・若松屋庄三郎らの項参照）。明治初年の記録によれば当時下町に三十九軒があったが、その納める公役米壺斗余のうち彼はひとりで二升を出しているのである。同町松尾熊助にいたってはこの時二升五合を出している（貞吉面）。伊萬里町では当時最多の酒造高三百石の株を有していた。当然大きな金融力を持っていたのである。

鶴丸清右衛門ならびに深川栄左衛門については再説の要はない（本研究（一）のNo.59・（二）のNo.117参照）。

同様に田中屋忠兵衛、おそらくは伊予桜井の商人のひとりと推測される伊野屋円蔵についても、これ以上何も付け加えることはない。

要は、前述のように自身陶商として大規模な商売を営みつつ、他方広汎な資本貸付を展開した武富家の金融主的な性格、それは漸次強まりつつあったのでないかと思われるが、そのような複雑な武富

家の経営を覗きみたのである。本研究(一)の六幕末期の武富家の経営について述べたこと、その史料とした棚揚の記録等、再度慎重な検討の要があるであろう。

佐賀県立九州陶磁文化館

研究紀要 第2号

平成2年3月31日

発行 佐賀県立九州陶磁文化館

〒844 佐賀県西松浦郡有田町

中部田ノ平乙3100-1

TEL (0955) 43-3681

印刷 山口印刷株式会社